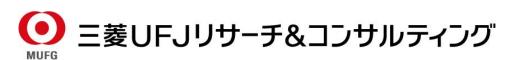
平成 25 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉推進事業

生活困窮者の就労支援に関する研究事業 報告書

平成 26 (2014) 年 3 月



わが国における最近の社会状況の変化により、生活困窮者および稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大する中、平成 24 年 4 月に社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、生活困窮者対策および生活保護制度の課題やその見直しについての検討がなされた。そして、翌 25 年 1 月に発表された同部会報告書の内容を踏まえ、同年 5 月の第 183 回国会に、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うことを目的とする「生活困窮者自立支援法案」が、生活保護法の一部改正法案とともに提出された。両法案は、衆議院では可決されたものの参議院で審議未了の上、廃案となったが、平成 25 年 10 月の第 185 回国会に再提出され、同年 12 月に成立した。

本事業では、平成 27 年度からの生活困窮者自立支援法施行に備えて、今年度全国 68 か所の自治体で実施されたモデル事業の実施状況を踏まえ、「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」、「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」の見直しを行った。

生活困窮者の自立支援においては、相談から就労支援まで、計画的かつ具体的で一貫した支援が必要である。平成 26 年度以降、本報告書が各地で活用され、就労準備支援事業や就労訓練事業(いわゆる中間的就労)に関する取組みが多くの自治体や地域に広まり、もって生活困窮者の自立の一助となれば幸甚である。

生活困窮者の就労支援に関する検討会 座長 小杉礼子

■■ 目次 ■■

第1章 事業実施概要	1
第1節 事業実施の目的	1
第2節 事業の実施体制	2
第 3 節 事業内容	4
1. アンケート調査の実施	4
2. ヒアリング調査の実施	7
3. 就労準備支援事業ガイドライン・就労訓練事業(中間的就労)ガイドライ	ン
改正案の作成	8
4. 報告書の作成	8
第2章 生活困窮者自立支援制度の概要	9
第1節 生活困窮者自立支援法の成立	9
第2節 生活困窮者の状態に応じた就労支援	11
1. 就労準備支援事業・就労訓練事業の概要	11
2. 生活困窮者の状態に応じた就労支援	13
3. 就労準備支援事業・就労訓練事業の留意点	14
第3章 生活困窮者自立促進支援モデル事業の現状	17
第1節 モデル事業の実施状況	17
第2節 モデル事業実施自治体に対するアンケート調査結果	18
1. 回収状況	18
2. アンケート回答地域の概況	18
第3節 委託先事業者等アンケート調査結果	30
1. 回収状況	30
2. 主な調査結果	30
第4節 ヒアリング調査結果	45
1. モデル事業実施自治体に対するヒアリング調査	45
2. モデル事業とは別に就労支援を実施する団体に対するヒアリング調査	62
第4章 調査結果を踏まえたガイドラインの改正等	67
第1節 ガイドラインの改正	67
1. 就労準備支援事業ガイドライン	67
2. 就労訓練事業ガイドライン	68
第5章 就労訓練事業所を増やすために必要なこと	69
まとめ	72

・資料 1	生活困窮者自立支援法資	料 1
• 資料 2	生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領	料 9
・資料 3-1	厚生労働省「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」	
	(平成 25 年 7 月 30 日)	斗 27
・資料 3-2	厚生労働省「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」	
	(平成 25 年 7 月 30 日)	斗 39
・資料 4-1	生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業のモデル事業実施に関	する
	ガイドライン(平成 26 年度)	斗 57
・資料 4-2	生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業のモデル事業実施に関する	
	ガイドライン(平成 26 年度)	斗 71
• 資料 5	自治体モデル事業実施状況調査票 (モデル事業開始時)	
	(就労関係のみ)	斗 91
• 資料 6	「就労準備支援事業」「就労訓練事業(中間的就労)の推進」に関する	
	委託先事業者等アンケート調査票資料	斗 95
• 資料 7	「就労準備支援事業」「就労訓練事業(中間的就労)の推進」に関する	
	委託先事業者等アンケート調査結果資料	· 111
• 資料 8	モデル事業実施自治体・委員意見一覧資料	173

第1章 事業実施概要

第1節 事業実施の目的

生活困窮者の就労支援のため、平成 24 年度社会福祉推進事業「中間的就労に関するモデル事業」では、平成 25 年度以降に自治体による生活困窮者自立促進支援モデル事業(以下「モデル事業」という。)が実施予定であることから、中間的就労の場を提供する事業者に対するガイドライン案を作成した。また、モデル事業の実施を通じて検討すべき事項やモデル事業を実施するに当たって、留意すべき事項等についてもとりまとめた。

その後、平成25年7月30日付で厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援 室が発出した事務連絡において、「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」、「就 労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」が示されたところである。

また、生活困窮者自立支援法の施行(平成 27 年 4 月)に備え、平成 25 年度には全国 68 か 所の自治体でモデル事業が実施され、そのうち就労準備支援事業は 36 か所、「就労訓練事業 (中間的就労)の推進」は 22 か所の自治体で行われた。

このような背景の下、本研究事業は、昨年度の成果及びモデル事業の実施状況等を踏まえ、 就労準備支援事業、就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の制度施行に向けた課題を整理し、 上記2つのガイドラインの改正案を示すことを目的として実施した。

第2節 事業の実施体制

1. 生活困窮者の就労支援に関する検討会

本研究事業では、平成 24 年度に引き続き、学識経験者、行政実務経験者、福祉関係者、経済界等関係者、生活困窮者の就労支援団体関係者からなる検討会を設置した。

本検討会では、就労準備支援事業、就労訓練事業に関する取組みの状況分析、「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」(以下「就労準備支援事業ガイドライン」という。)、「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」(以下「就労訓練事業(中間的就労)ガイドライン」という。)の改正案のあり方等について検討した。

<委員名簿> (五十音順、敬称略)

◎:座長

池田 徹 生活クラブ風の村 理事長

浦野 正男 全国社会福祉法人経営者協議会 総務委員長(社会福祉法人中心会理事長)

榎本 竹伸 一般社団法人とちぎ青少年自立援助センター 理事長

柏木 克之 社会福祉法人一麦会 執行理事

櫛部 武俊 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表

五石 敬路 大阪市立大学大学院創造都市研究科 准教授

◎小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構 特任フェロー

竹内 敬和 日本労働組合総連合会 総合政策局生活福祉局 部長

巻口 徹 横浜市健康福祉局担当部長 生活福祉部保護課長

町野 弘明 一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク 専務理事・事務局長

水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所 教授

宮本 みち子 放送大学教養学部 教授

山口 寬士 京都府 健康福祉部長

<開催経緯>

回数	開催日時・場所	議題
第1回	平成25年9月4日(水)	・「生活困窮者自立支援法案」について
	10 時~12 時	・「生活困窮者自立促進支援モデル事業」につい
	商工会館 6 階会議室	て
		・事業実施概要について
第2回	平成 25 年 11 月 8 日 (金)	・生活困窮者の就労支援について
	10 時~12 時 30 分	・本検討会における検討事項について
	商工会館 6 階会議室	・モデル事業実施自治体の取組みについて
		• モデル事業実施自治体アンケート調査について
		・委託事業者等アンケート調査について
第3回	平成 25 年 12 月 20 日 (金)	・新たな生活困窮者自立支援制度について
	10 時~12 時 30 分	・民間企業における生活困窮者の就労支援の
	商工会館 6 階会議室	取組みについて
		モデル事業実施自治体の取組みについて
		・モデル事業実施自治体アンケート調査結果について
		・委託事業者等アンケート調査結果について
		(中間報告)
		・ブロック会議等における検討事項へのご意見に
		ついて
第4回	平成 26 年 2 月 20 日 (木)	・委託先事業者等アンケート調査結果について
	10 時~12 時	・検討事項へのご意見について
	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング会議室	・就労準備支援事業ガイドラインについて
		・就労訓練事業(中間的就労)ガイドラインにつ
		いて
第5回	平成 26 年 3 月 12 日 (水)	・就労準備支援事業ガイドラインについて
	10 時~12 時	・就労訓練事業(中間的就労)ガイドラインにつ
	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング会議室	いて
		・報告書(案)について

2. オブザーバー

厚生労働省社会・援護局

3. 事務局及び調査等の実施

本研究事業の事務局を三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に設置し、検討会の 運営支援を行うとともに、調査の実施及び報告書の執筆を行った。

【事務局担当者】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

小川美帆 経済·社会政策部 主任研究員

横山重宏 経済・社会政策部 主任研究員

平田 薫 経済・社会政策部 主任研究員

谷川香織 経済·社会政策部 研究員

第3節 事業内容

1. アンケート調査の実施

(1) モデル事業実施自治体に対するアンケート調査

モデル事業を実施する全自治体を対象に、モデル事業開始時における就労準備支援事業及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況及び課題を把握することを目的とし、アンケート調査を実施した。

○調査対象 : モデル事業実施全自治体(68 自治体)

○調査実施方法:インターネットを利用した WEB 調査

((一社)北海道総合研究調査会(略称:HIT)が実施する調査と共に実施)

○実施期間 : 平成 25 年 10 月 18 日 (金) ~12 月 1 日 (日)

- ○主な調査項目:
 - 事業の対象圏域、構成市町村
 - 対象地域の人口、被保護世帯、世帯類型、被保護実人数
 - ・モデル事業の目的・基本方針、実施している事業、モデル事業以外の支援策、予算額
 - ・庁内体制の整備状況、関係機関との連携状況
 - 自立相談支援機関の運営状況、職員体制
 - ・アウトリーチの方法、支援調整会議の実施状況、支援決定プロセス、地域づくり
 - 事業評価
 - ・就労準備支援事業及び「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施状況 (巻末資料4参照) /等

(2) 委託事業者等に対するアンケート調査

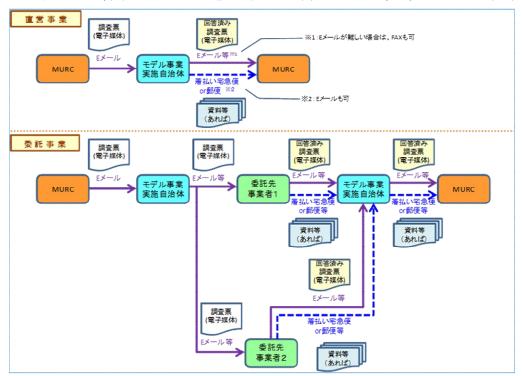
就労準備支援事業、「就労訓練事業(中間的就労)の推進」に関する自治体モデル事業の実施状況について、(1)のモデル事業実施自治体に対するアンケート調査では得られなかった情報を収集し、「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」、「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」の検証を行うとともに、制度施行に向けた課題を把握・整理することを目的として、委託事業者等に対するアンケート調査を実施した。

① 調査対象

- ○就労準備支援事業を実施しているモデル事業実施自治体(直営のみ)及び 委託先事業者
- ○「就労訓練事業(中間的就労)の推進」を実施しているモデル事業実施自治体(直営のみ)及び委託先事業者
 - ※回答者は、各事業の代表者、あるいは実施責任者を想定

② 調査実施方法

自治体を通じて、調査票を配布・回収 (12月1日時点での事業実施自治体 40 か所) ※自治体直営事業は自治体で直接回答、委託事業は自治体より委託先事業者に協力依頼 ※配布・回収方法は原則 E メールへの調査票添付(希望により郵送、FAX でも対応)



③ 調査時期

平成 25 年 12 月 3 日 (火) ~平成 26 年 1 月 17 日 (金)

(注:12月13(金)締め切り予定であったが回収期間を延長した)

④ 調査項目

<回答者の概要(両事業共通)>

- ○回答者のタイプ
 - ・直営自治体か委託先事業者か
 - ・実施している事業の種類
- ○委託先事業者の属性
 - ・団体名、所在地、設立年、受託業者の法人格、受託事業と開始年月
 - ・受託以前から困難者への就労支援の実績があるか
- ○実施体制
 - ・各事業の担当者数、兼任者数(常勤、非常勤、ボランティア、その他別)
 - ・「就労準備支援事業」における段階別担当者配置の有無、人数
 - ・拠点の設置場所、「自立相談支援事業」のモデル事業との事業所の共有の有無

- <就労準備支援事業について>
 - ○定員、現時点での実人数
 - ○支援対象者について
 - ・支援対象者の特徴(状態)、範囲
 - ・支援プログラムが想定している支援対象者の範囲(支援段階)
 - ○支援内容について
 - ・(生活自立、社会自立、就労自立の支援段階別に)支援内容、支援の頻度・回数、 支援期間、対象者の特徴
 - ○事業全般について
 - ・支援対象者への工賃等の支払有無・金額、協力事業者への謝礼の支払有無・金額、 ボランティア保険等への加入有無
 - ・支援内容を考える上での重要なポイント
 - ・就労準備支援担当者に求められる能力
 - ○事業を進めていく上での課題
 - ○ガイドラインへの意見等
 - ○ご意見・ご要望
- <就労訓練事業(中間的就労)の推進について>
 - ○就労訓練事業所の把握の有無、内容
 - ○事業の内容
 - ・実施している事業の内容
 - ・啓発事業の内容、開催回数、参加団体(数・種別・既に就労訓練を実施しているか)
 - ・協議会の内容、開催回数、参加団体(数・種別・既に就労訓練を実施しているか)
 - ・調査研究、立ち上げ支援、その他についての実施状況等
 - ○事業を進めていく上での課題
 - 参加者の傾向(課題)、参加者が支援対象者を受け入れる上での課題
 - ・担い手を育成・開拓していく上での課題、必要なこと
 - ○ガイドラインへの意見等
 - ○事業の年間スケジュール
 - ○ご意見・ご要望

(巻末資料5参照)

2. ヒアリング調査の実施

(1) モデル事業実施自治体に対するヒアリング調査

1.のアンケート結果、及び別途開催された「生活困窮者自立促進支援モデル事業ブロック 担当者会議」(以下「ブロック会議」という。) への出席による情報収集の結果等を踏まえ、 モデル事業実施自治体のうち、就労準備支援事業、「就労訓練事業(中間的就労)の推進」を 実施している自治体を対象としたヒアリング調査を実施した。

<ヒアリング調査 調査対象・調査実施日>

	調査対象	調査実施日
1	京都府	平成25年11月8日(金)(第2回検討会)
2	横浜市	平成25年11月8日(金)(第2回検討会)
3	湯沢市	平成 25 年 11 月 19 日 (火) (訪問ヒアリング)
4	佐賀市	平成 25 年 11 月 21 日 (木) (訪問ヒアリング)
	NPO 法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス	平成 25 年 12 月 20 日 (金) (第 3 回検討会)
5	岐阜県、NPO 法人ぎふ NPO センター	平成 26 年 1月 28 日 (火) (訪問ヒアリング)
6	箕面市	平成26年1月29日(水)(電話ヒアリング)
7	丸亀市	平成 26 年 1 月 29 日 (水) (電話ヒアリング)
8	奈良市	平成26年1月31日(金)(電話ヒアリング)

<主な調査項目>

- ○就労準備支援事業、「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の具体的な実施状況
- ○自立相談支援機関、その他関係機関との連携状況
- ○事業を実施する上での課題
- ○必要な支援策
- ○「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」についての意見
- ○「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」についての意見
- ○今後の予定

(2) モデル事業とは別に就労支援を実施する団体に対するヒアリング調査

生活困窮者の就労支援については、モデル事業実施自治体とは別に取組みを行っている先 駆的な団体がある。モデル事業実施自治体の取組みからは得られない情報を収集し、ガイド ライン修正の参考とするため、以下3団体に対するヒアリング調査を実施した。

<ヒアリング調査 調査対象・調査実施日>

	調査対象	調査実施日			
1	一般社団法人とちぎ青少年自立援助センター	平成 25 年 12 月 2 日 (月) (訪問ヒアリング)			
2	アイエスエフネットク゛ルーフ゜	平成 25 年 12 月 20 日 (金) (第 3 回検討会)			
3	株式会社八一八	平成 26 年 3 月 13 日 (木) (訪問ヒアリング)			

<主な調査項目>

- ○就労支援の具体的な実施状況
- ○自治体、その他関係機関との連携状況
- ○事業を実施する上での課題
- ○必要な支援策、要望(国、自治体)
- ○「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」についての意見
- ○「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」についての意見
- ○今後の予定

3. 就労準備支援事業ガイドライン・就労訓練事業(中間的就労)ガイドライン 改正案の作成

1.のアンケート調査、2.のヒアリング調査の結果、及び検討会における検討結果をもとに、ガイドライン改正案を作成した。

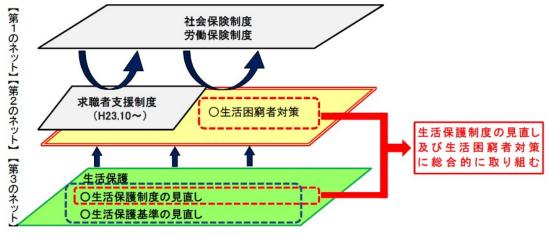
4. 報告書の作成

上記の結果をふまえ、就労準備支援事業、「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の現状、 及び今後事業を進める上での課題等をとりまとめ、報告書を作成した。

第2章 生活困窮者自立支援制度の概要

第1節 生活困窮者自立支援法の成立

- 平成 25 年 12 月、第 185 回国会に提出された「生活困窮者自立支援法案」が成立した(平成 25 年法律第 105 号)。生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることを目的としており、平成 27 年 4 月1 日に施行されることになっている。
- 生活困窮者自立支援法によって構築される新たな「生活困窮者自立支援制度」は、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネット(第1のセーフティネット)、生活保護(第3のセーフティネット)の間の第2のセーフティネットとして位置づけられ、生活保護制度と両輪として機能することにより、重層的なセーフティネットが構築されることを目指している。そのためには、既に地域で機能している様々な分野の機関や制度、取組みを活用し、連携を図りながら、不足している資源があれば開発していくという「地域づくり」の観点が重要となる。また、対象者本人の自立に対する意欲を喚起する具体的な仕組みづくりも重要である。



図表 1 新たな生活困窮者制度の位置づけ

(資料) 厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会及び生活保護制度の見直しに関する説明会」資料 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/tp131219-01.html)

○ 生活困窮者自立支援法において、「生活困窮者」とは「現に経済的に困窮し、最低限度の 生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている(生活困窮者法第 2条第1項)。生活困窮者の就労その他の自立に関する相談支援や事業利用のためのプラ ン作成等を行う「自立相談支援事業」の実施、及び離職により住宅を失った生活困窮者に 対する、家賃相当の「住居確保給付金」の支給が、福祉事務所設置自治体の必須事業とさ れている(同法第3条)。

- 本事業の検討の対象となる「就労準備支援事業」は、自立相談支援事業や住居確保給付金 とは異なり、福祉事務所設置自治体の任意事業として位置づけられている。また、「就労 訓練事業(いわゆる中間的就労)」は、自治体事業ではなく、民間の自主事業として位置 づけられているが、自立相談支援事業を行う者(以下「自立相談支援機関」という。)の アセスメントを経て就労訓練事業を利用することが適当とされた者に適切な支援が行わ れる必要があること、労働力の不当な搾取(いわゆる「貧困ビジネス」)とならないよう 留意する必要があることから、都道府県知事は、その事業内容、就労支援内容等が適切で ある旨の認定をすることになっている。認定基準については、法の施行に向けて具体的に 定められることになっているが、事業の健全な発展のため、コンプライアンスを十分に担 保できるような基準やその運用のあり方の検討が必要である。
- 就労準備支援事業、就労訓練事業の実施の有無やその内容については、各自治体や地域の 事業者の状況により異なることになるが、生活困窮者の自立支援においては、就労に関す る計画的かつ具体的できめ細やかな支援までの実施が法の趣旨に適うことである。また、 対象者が受ける支援内容に地域差が生まれないよう、出来るだけ多くの地域で就労準備支 援事業、就労訓練事業が展開されることが望まれる。

図表 2 生活困窮者自立支援法について

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住 居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

- 1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)○ 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成 等)を実施する
 - マンとスポットである。 ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給す
- 2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)
- 3. 都道府県知事等による就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」) の認定
 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業で あることを認定する。
- 4. 費用

施行期日

平成27年4月1日

○ 自立相談支援事業、住居確保給付金:<u>国庫負担3/4</u> ○ 就労準備支援事業、一時生活支援事業:<u>国庫補助2/3</u> ○ 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業:<u>国庫補助1/2</u>

(資料) 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度」

※ 第185回国会で可決・成立。平成25年12月13日公布。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/0000024812.html)

第2節 生活困窮者の状態に応じた就労支援

1. 就労準備支援事業・就労訓練事業の概要

(1) 就労準備支援事業

- 就労準備支援事業は、生活困窮者自立支援法第2条第4項において、「雇用による就業が著しく困難な生活困窮者(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」と定められている。その具体的な要件や事業の期間については、今後省令で定められることになっている。
- 平成27年4月の法律施行に備え、平成25年度から行われているモデル事業のガイドライン (就労準備支援事業ガイドライン)では、より具体的に「生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する」事業と規定されている。また、「6ヶ月から1年」の有期の支援を想定していること、本事業は生活自立支援・社会自立支援・就労自立支援を一体的に行う訓練として位置付けられ、事業実施機関と生活困窮者とは雇用契約の関係にはないことが示されている。

図表 3 就労準備支援事業ガイドラインにおける対象者・支援段階・支援内容

	対象者	支援段階	支援内容
1	生活習慣の改善が必要な者	生活自立支援段階	社会参加する上で必要な生活習慣の形成のた
			めの指導・訓練(毎日定時に出勤できるなど)
2	生活習慣は確立している	社会自立支援段階	就労の前段階として必要な社会的能力を身に
	が、社会参加のために支援		つけるための指導・訓練(職場でコミュニケ
	が必要な者		ーションがとれるなど)
3	一般就労に就くことが直ち	就労自立支援段階	継続的な就労経験の場を提供し、一般就労へ
	に難しい者		の就職活動に向けた技法や知識の取得等の支
			援(パソコンスキルなど)
	(改正案の文言)		(改正案の文言)
	就労に向けた実践的な支援		継続的な就労経験の場やセミナー参加の機会
	が必要な者		を提供し、一般就労への就職活動に向けた技
			法や知識の取得等を支援(パソコンスキルな
			ど)

⁽注)本図表は、平成25年7月30日に発出された就労準備支援事業ガイドラインの抜粋である。本事業における検討を踏まえて作成したガイドライン改正案では、3の文言が修正されていることに注意されたい。 (資料)厚生労働省「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」(平成25年7月30日)

(2) 就労訓練事業(いわゆる中間的就労)

- 就労訓練事業とは、直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、支援付きの就業の機会の提供等を行うもので、一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する就労の形態として位置付けられる。生活困窮者自立支援法第10条第1項では、「雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業」と定められている。また、事業の実施に際し、都道府県知事が事業を認定する仕組みとなっている。
- 前述のとおり、就労訓練事業は民間の自主事業として位置付けられており、自治体は、担い手となる法人等への啓発・研修等の実施、地域における「就労訓練事業」のあり方の調査研究、協議会の実施等からなる「就労訓練事業の推進」事業を行うものとされている。



図表 4 就労訓練事業の支援のイメージ

(資料) 厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会及び生活保護制度の見直しに関する説明会」資料(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/tp131219-01.html)

<「就労訓練事業の推進」事業>

就労訓練事業の推進のために地方自治体の行う次に掲げる事業。

- (1) 担い手となる法人等への「就労訓練事業」に関する啓発・研修等の実施
- (2) 地域における「就労訓練事業」のあり方の調査研究、協議会の実施
- (3)「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援(法人等の支援職員の研修、就労訓練事業の受入に当たっての初度設備費)
- (4) その他「就労訓練事業」の推進に資する事業

(資料) 厚生労働省「生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領」

2. 生活困窮者の状態に応じた就労支援

- 新たな生活困窮者自立支援制度では、就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供 の推進等により、生活困窮者本人の状態に応じた、よりきめ細やかな支援ができるように なることを目指している。
- 対象者の状態別にみると、自立相談支援機関のアセスメントにより、早期就労が見込まれると判定された者は、自立相談支援機関とハローワークによる一体的な支援が行われる。一方、生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者は就労準備支援事業の対象となり、就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援が計画的かつ一貫して実施される。また、このような就労準備のための支援を受けてもなお、一般就労への移行ができない者は、就労訓練事業の対象となり、支援付きの就労・訓練を行うことになる(アセスメントの結果により、就労準備支援事業を経ずに直接、就労訓練事業の対象者となることもあり得る)。

図表 5 生活困窮者の状態に応じた就労支援(案)

対象者の状態	支援主体·事業	支援内容
1. 一般的な職業紹介により 早期に就労が可能な者	ハローワーク	一般的な職業紹介 ※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。
2. 就労に向けた準備が一定 程度整っており、個別の支援 により早期の就労が可能な 者	生活保護受給者等就労自立促進事業 ※自立相談支援事業の就労支援員と ハローワークの担当者で構成される 就労支援チーム	(ハローワーク) 担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成 指導、ニーズに応じた職業紹介、個別求人開拓、面接対策、 就労後のフォローアップ 等 (自立相談支援事業の就労支援員) 対象者の選定、ハローワークへの支援要請等
3. 就労に向けた準備が一定 程度整っており、ある程度時間をかけて個別の支援を行う ことで就労が可能な者	自立相談支援事業の就労支援員	担当者制による、キャリアコンサルティング、履歴書の作成 指導、ハローワークへの同行訪問、個別求人開拓、面接対 策、就労後のフォローアップ 等
4. 就労への移行のため柔軟 な働き方を認める必要がある 者	就労訓練事業(中間的就労)	支援付きの就労・訓練の場の提供 ※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。
5. 生活リズムが崩れている 等の理由により、就労に向け た準備が整っていない者	就労準備支援事業 ※自立相談支援事業の就労支援員が、 ボランティア、就労体験などの場の 提供することもあり得る(就労準備 支援事業に比べ簡素・軽徴なものを 想定)	就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、 計画的かつ一貫して実施

(資料) 厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会及び生活保護制度の見直しに関する説明会」資料(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/tp131219-01.html)

居住確保支援 包括的な相談支援 ◆「住居確保給付金」の支給 に居住の確保 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 が必要な者 ◆自立相談支援事業 就労支援 ・訪問支援(アウトリーチ)も含め、 ◆就労準備支援事業 生活保護に至る前の段階から早 就労に一定期 就労に向けた日常・社会的自立のための訓練 間を要する者 期に支援 なお一般就労が困難な者 本人の状況に応じ 生活と就労に関する支援員を配 ◆「中間的就労」の推進 置し、ワンストップ型の相談窓口 者に対する支援付きの就労の場の育成 により、情報とサービスの拠点と ◇ハローワークとの一体的支援 ・自治体とハローワークによる一体的な就労支援体制の全国整備等により早期支援を推進 して機能 早期就労が 見込まれる者 ·一人ひとりの状況に応じ自立に 向けた支援計画を作成 た支援 緊急的な支援 ・地域ネットワークの強化など地域 緊急に衣食住 ◆一時生活支援事業 づくりも担う の確保が 住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供 * 必要な者 家計再建支援 ◆家計相談支援事業 家計から 家計再建に向けたきめ細かな相談・支援 基本は現金給付ではなく自立に向け 生活再建を 家計再建資金貸付のあっせん 考える者 た人的支援を、有期により提供 子ども・若者支援 ※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中 ◆学習等支援 心に記載しているが、これ以外に様々な支 貧困の連鎖の 生活困窮家庭のこどもに対する学習支援や保護者への進学助言 援があることに留意 防止 を実施

図表 6 新たな生活困窮者自立支援制度の全体像

(資料) 厚生労働省「新たな生活困窮者自立支援制度に関する説明会及び生活保護制度の見直しに関する説明会」資料(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/topics/tp131219-01.html)

3. 就労準備支援事業・就労訓練事業の留意点

ここでは、就労準備支援事業、就労訓練事業に関して、本研究事業における検討を通じて、 質問や意見が多く挙げられた点についての考え方を述べる。

(1) 自立相談支援事業における就労支援と就労準備支援事業の違い

- 自立相談支援機関には、相談支援を担当する主任相談支援員、相談支援員に加えて、「就 労支援員」が配置されることになっている。そのため、モデル事業実施自治体からの意見 や実際の取組みの中に、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援と、就労準備支援 事業との違いが分かりづらいということがあった。
- 就労準備支援事業を実施しない自治体では、自立相談支援機関に配置された就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得るが、あくまでも就労準備支援事業に比べて簡素・軽微なものと捉えられており、より集中的な支援を行うためには就労準備支援事業を行う必要がある。

(2) 就労準備支援事業と就労訓練事業の違い

- モデル事業開始当初には、就労準備支援事業と就労訓練事業の区別の難しさが指摘された。
- 就労準備支援事業は、生活リズムが崩れている等の理由により、就労に向けた準備が整っていない者を対象に、最長で1年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことを目指すものである。支援内容は、生活自立支援段階、社会自立支援段階、就労自立支援段階に分かれ、就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を行うことになっている。

- 一方、就労訓練事業は、主に就労準備支援事業を経てもなお一般就労が困難な者に対して 支援付きの就労の場を提供するものであり、特に期間は定められていない。
- また、就労準備支援事業が自治体の事業であるのに対して、就労訓練事業は社会福祉法人、 NPO 法人、営利企業等、民間の団体の自主事業と位置付けられていることである。 就労 訓練事業に関する自治体の役割は、地域における担い手が増えるような対策を講じ、 就労 訓練事業を推進することにある。
- 更に、就労準備支援事業には対象者の資産・収入要件や支援期間が設定されているが、就 労訓練事業は民間の団体の自主事業であるため、そのような条件は設定されていない。そ のため、例えばニートや引きこもりで現に経済的に困窮していない者は、就労準備支援事 業の対象にはならないが、就労訓練事業(中間的就労)ガイドラインの対象者の具体例に は含まれている。

(3) 就労訓練事業と既存の取組みとの関係

- 生活困窮者自立支援法第 10 条では、就労訓練事業を行う者は、その事業について都道府 県知事の認定を受けることが「できる」と定めている。
- いわゆる中間的就労については、以前から、一部の先進的な団体による取組みがみられるが、関係諸法令に抵触しない限り、今回の就労訓練事業及びそれに伴う認定制度の創設によって、認定を受けないことで直ちに既存の取組みが出来なくなる訳ではない。但し、自立相談支援機関と団体が連携し、よりよい支援を行うため、極力多くの団体が認定を受け、就労訓練事業所となることが望まれる。

(4) 地域若者サポートステーションとの役割分担・連携

- 生活困窮者の就労支援を進めるにあたっては、関係機関との役割分担や連携が重要であるが、特に「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)との関係に留意する必要がある。
- サポステは、働くことに悩みを抱えている 15 歳~39 歳の若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労支援を行っている。厚生労働省の資料」によれば、地域若者サポートステーションは、厚生労働省が認定した全国の NPO 法人、株式会社などが運営しており、平成 25 年度は全国 160 か所に設置されている。これらの団体はいずれも、若者支援について豊富な実績やノウハウを有している。

15

¹ 厚生労働省「地域若者サポートステーションって何?」ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/)

図表 7 地域若者サポートステーションの支援の流れ



(資料) 厚生労働省「地域若者サポートステーションって何?」ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/)

- 就労準備支援事業は、前述のとおり、対象者に世帯を基準とした資産・収入要件が課されることになっている。したがって、例えばニートや引きこもり等で現に経済的に困窮していない者は、就労準備支援事業の対象とならないが、その場合でもサポステを利用することは可能である。両事業で支援内容に大きな差が生まれないようにすることが必要である。
- また、現在のサポステの利用者の中には、就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の支援を 必要とする者もみられ、その意味で、地域の就労訓練事業所はサポステにとっても貴重な 資源であると考えられる。自立相談支援機関、サポステ等の関係機関が十分な連携を図り、 誰もが必要な資源を利用できるようにしていくことが重要である。

第3章 生活困窮者自立促進支援モデル事業の現状

第1節 モデル事業の実施状況

- 平成 25 年度モデル事業には、全国 68 か所の自治体が参加した。そのうち就労準備支援事業は 36 か所、「就労訓練事業(中間的就労)の推進」事業は 22 か所の自治体で行われ、た(平成 25 年 12 月 1 日現在、本研究事業における委託事業者等アンケートより)。
- モデル事業の開始時期をみると、25 年度前半に開始した自治体も一定数存在したが(4 月開始:19 か所(28%)、5~9 月開始:6 か所(9%))、6 割以上の自治体が10 月以降の実施となっており、体制の構築等はある程度進んだものの、具体的な対象者の支援について多くの事例や意見を集めづらい状況もみられた。

図表 8 モデル事業実施自治体 (平成 25 年 8 月 9 日現在)

No.	都道府県	実施主体	開始 時期	就労 準備	就労 訓練	家計	学習	その他
1		北海道	10月					
2		札幌市	1月	0	0			
3	北海道	旭川市	1月					
4		釧路市	4月					
5		岩見沢市	10月	0	0			
6	青森県	青森県	10月				(i) 139	
7	w-m	岩手県	4月	0	0	0		
8	岩手県	花巻市	10月			0		
9	秋田県	湯沢市	9月	0	0			
10	山形県	山形市	10月					
11	福島県	福島県	11月					
12		千葉市	12月	0	0	0		
13		船橋市	4月					
14	千葉県	柏市	4月	0		0		
15	十業県	野田市	4月			0		
16		佐倉市	10月	0	0	0		
17		香取市	10月	0		0		
18	***	足立区	4月					0
19	東京都	国分寺市	1月				0	
20		神奈川県	12月					
21	神奈川県	横浜市	4月 10月	0		0		
22		川崎市	10月			0		0
23		相模原市	10月	0	0	0		
24	新潟県	新潟県	4月	0		0		

No.	都道府県	実施主体	開始 時期	就労 準備	就労 訓練	家計	学習	その他
25	富山県	氷見市	1月			0		
26	石川県	小松市	4月					
27	福井県	福井県	11月	0				0
28	長野県	長野県	4月					
29	岐阜県	岐阜県	4月	0	0	0	0	0
30	静岡県	富士宮市	10月			0		
31	W. Fra III	愛知県	10月					
32	愛知県	長久手市	1月		0			
33	三重県	名張市	7月	0	0	0	0	
34	二里乐	伊賀市	10月	0				
35		大津市	1月			0	0	
36	滋賀県	野洲市	4月			0		0
37		東近江市	10月			0	0	
38		京都府	4月	0				
39	京都府	長岡京市	5月	0			0	
40		京丹後市	4月	0	0	0	0	0
41		大阪府	11月		0			
42		大阪市	1月	0	0	0	0	
43		豊中市	4月	0	0	0		
44	大阪府	箕面市	4月	0	0	0	0	
45		柏原市	10月	0		0		
46		藤井寺市	10月					
47	兵庫県	神戸市	7月	0				
48	奈良県	奈良市	8月	0				

No.	都道府県	実施主体	開始 時期	就労 準備	就労 訓練	家計	学習	その他
49	鳥取県	鳥取県	10月	0			0	0
50	島根県	島根県	4月	0	0	0		0
51	岡山県	岡山市	10月		0	0	0	
52	山口県	山口県	7月	0	0	0		0
53	徳島県	徳島県	8月	0	0	0		
54	香川県	丸亀市	11月	0	0	0	0	
55		高知県	11月					
56	古知用	高知市	10月				0	
57	高知県	须崎市	1月					
58		土佐清水市	1月				0	
59	福岡県	福岡県	11月		0			
60	備岡宗	福岡市	11月					
61	佐賀県	佐賀市	10月	0	0		0	
62		熊本県	10月					
63	熊本県	熊本市	10月	0			0	
64		菊池市	10月	0				
65	大分県	大分県	10月	0		0		0
66	八万宗	臼杵市	10月	0	0	0		0
67	鹿児島県	日置市	4月	0				
68	沖縄県	沖縄県	4月	0				

計 68団体

・道府県 21 ・指定都市 10 ・中核市 7 ・一般市、区 30

(資料) 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度」

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/0000024812.html)

^{※「}開始時期」欄には、国庫補助協議における自立相談支援モデル事業の開始予定時期を記載
※任意事業については、国庫補助協議における実施予定事業について記載

第2節 モデル事業実施自治体に対するアンケート調査結果

1. 回収状況

アンケート調査の有効回答数及び有効回答率は以下の通りである。

図表 9 回収状況

対象自治体	有効回答数	圏域数	有効回答率
68	56	69	82.4%

68 自治体のうち、就労準備支援事業、あるいは「就労訓練事業(中間的就労)の推進」を実施している自治体数は39で、そのうち有効回答数は35、有効回答率は89.7%だった。

2. アンケート回答地域の概況

(1) 総人口・生活保護の状況

アンケート回答圏域の総人口及び生活保護の状況を平均でみると、総人口は 441,666 人、被保護世帯数は 6,063 世帯、高齢者世帯は 2,801 世帯、母子世帯は 458 世帯、障害 傷病世帯は 1,763 世帯、その他の世帯は 1,171 世帯であった。また、被保護実人員は 8,567 人、保護率は 4.6‰であった。

図表 10 総人口・生活保護の状況(回答件数:69 圏域)

	総人口(人)	被保護 世帯数 (世帯)	高齢者 世帯 (世帯)	母子 世帯 (世帯)	障害傷 病世帯 (世帯)	その他 の世帯 (世帯)	被保護 実人員 (人)	保護率 (‰)
平均值	441,666	6,063	2,801	458	1,763	1,171	8,567	4.6
最大値	3,693,788	51,204	23,126	4,616	14,471	9,758	69,995	39.9
最小値	15,758	90	38	2	33	6	115	0.2

(2) 事業予算

回答のあった 69 圏域の予算額を合計金額でみると、生活困窮者自立促進支援モデル 事業全体では 1,847,116 千円であった。そのうち、就労準備支援事業は 201,759 千円、「就 労訓練事業(中間的就労)」の推進は 49,327 千円であった。

図表 11 生活困窮者自立促進支援モデル事業 予算額

(単位:千円)

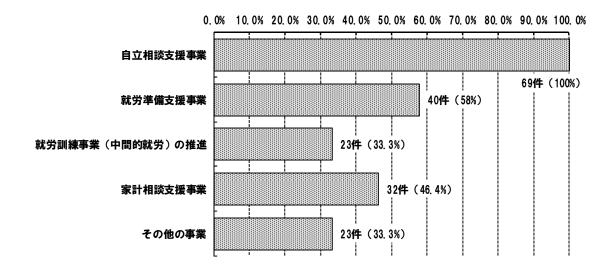
	`	1 1 2 1 1 4 7
事業内容	金額	割合
自立相談支援事業	1,344,320	72.8%
就労準備支援事業	201,759	10.9%
就労訓練事業(中間的就労)の推進	49,327	2.7%
家計相談支援事業	59,525	3.2%
学習支援事業	69,645	3.8%
その他	122,540	6.6%
合計	1,847,116	100.0%

(3) モデル事業で実施する事業

モデル事業で実施する事業については、「自立相談支援事業」が 100.0%、「就労準備支援事業」が 58.0%、「就労訓練事業 (中間的就労) の推進」が 33.3%、「家計相談支援事業」46.4%、「その他の事業」が 33.3%であった。

図表 12 モデル事業で実施する事業(複数回答)

(n=69)

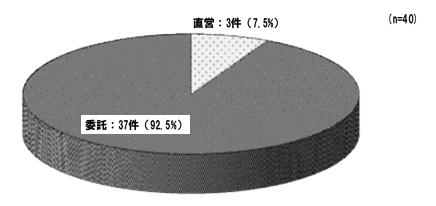


(4) 就労準備支援事業について

① 実施方法

モデル事業実施事業で就労準備支援事業を行っている圏域に事業の実施方法を尋ねたところ、「直営」が 7.5%、「委託」が 92.5% であった。

図表 13 就労準備支援事業の実施方法



図表 14 モデル事業実施自治体別就労準備支援事業の実施方法

No.	都道府県	実施主体	圏域名	直営/委託	
2		札幌市	厚別区	委	
2	北海道	ተ ሁምድ 113	豊平区	委	
5		岩見沢市	岩見沢市	委	
7	岩手県	岩手県	県南·沿岸広域振興圏	委	
12		千葉市	中央区	委	
12		1 未申	稲毛区	委	
14	千葉県	柏市	柏市全域	委	
16		佐倉市	佐倉市	委	
17		香取市	香取市	委	
21	神奈川県	横浜市	中区	委	
23	サボバボ	相模原市	相模原市南区	委	
			新潟	委	
24	新潟県	新潟県	新潟県	長岡	委
			上越	委	
27	福井県	福井県	福井県	委	
29	岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	委	
33	三重県	名張市	名張市	委	
38		京都府	南部	委	
36	京都府	水和州	北部	委	
39	水和州	長岡京市	長岡京市	直	
40		京丹後市	京丹後市全域	直	

No.	都道府県	実施主体	圏域名	直営/委託
			西淀川区	委
42		大阪市	東淀川区	委
	大阪府		西成区	委
43	人版的	豊中市	豊能豊中	委
44		箕面市	箕面市	委
45		柏原市	柏原市	直
47	兵庫県	神戸市	神戸市	委
48	奈良県	奈良市	奈良市全域	委
50	島根県	島根県	松江市	委
52	山口県	山口県	県内全域	委
53	徳島県	徳島県	徳島県	委
54	香川県	丸亀市	全域	委
61	佐賀県	佐賀市	佐賀市	委
63	能本県	熊本市	中央区	委
64	飛 个示	菊池市	菊池圏域	委
65	大分県	大分県	東部圏域	委
66	八刀宗	臼杵市	臼杵市	委
68	沖縄県	沖縄県	南部・宮古・八重山圏域	委
00	711111111111111111111111111111111111111	7 T 1998 7T	北部・中部圏域	委

図表 15 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	9	24.3%
社会福祉法人	4	10.8%
NPO	8	21.6%
民間法人	3	8.1%
未定	8	21.6%
その他	5	13.5%
合計	37	100.0%

② 委託先以外の協力先

就労準備支援事業を実施する上で協力を得ている団体・組織(委託先以外)は以下の通りであった。協力先の団体・組織をみると、NPO や社会福祉法人等、地域若者サポートステーション、ハローワーク、パーソナル・サポート・センター等が多くなっている。また、協力の具体的な内容をみると、就労体験の受け入れ、セミナーの実施、個別支援(履歴書添削、自己分析等)が行われている。

図表 16 委託先以外の協力先

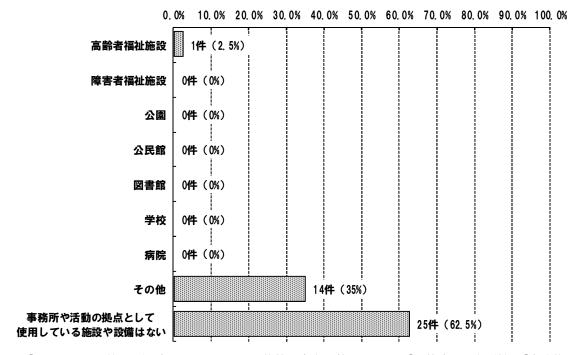
都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	協力の具体的内容
千葉県	柏市		NPO法人ワーカーズコープ	福祉施設への就労体験の受入れ
神奈川県	相模原市	相模原市南区	各地域資源	個別に開拓
新潟県	新潟県	長岡	NPO法人地域循環ネットワーク	就労体験の受け入れ(学校給食残渣の回収→家畜飼料 に再利用)
			岐阜県パーソナル・サポート・センター	・履歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・コミュニケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲 の向上を目的としたグループワーク 等
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	岐阜県総合人材チャレンジセンター	「関歴書、職務経歴書の記入指導 ・模擬面接 ・マミュケーション練習、ソーシャルスキルや就労意欲 の向上を目的としたグループワーク 等
三重県	名張市	名張市	サンド	挨拶や履歴書の書き方等の指導
			京都ジョブパーク	セミナー参加者の募集
		南部	福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集
	京都府		京都ジョブパーク	セミナー参加者の募集
		北部	福祉事務所、保健所	セミナー参加者の募集
京都府			NPO法人ワーカーズコープ	就労に関するセミナーのみの委託
			社会福祉協議会	デイサービスの就労体験受け入れ
	京丹後市	京丹後市全域	社会福祉法人よさのうみ福祉会	就労に関するセミナーのみの委託
			農園	農業の就労体験の受け入れ
			手作りパンの店ピノキオ	就労体験の受け入れ
5 庄田	兵庫県 神戸市	±±=±	須磨浦ゴーゴーズカフェ	就労体験の受け入れ
共庫県		神戸市	須磨荘シ―パル須磨	就労体験の受け入れ
			福原製麺所	就労体験の受け入れ
			有限会社富士商会	就労体験の受け入れ
島根県	島根県	松江市	NPO法人ユースネットしまね	居場所づくり。
徳島県	徳島県	県内全市町村	フードバンクとくしま	就労体験・訓練、ボランティア活動
10.271	10.20714	×1.1.2	リサイクルショップaya	就労訓練の受け入れ
熊本県	菊池市	菊池圏域	社会福祉法人菊愛会	高齢者福祉施設への就労体験の受入れ
			社会福祉法人	障がい者福祉施設への就労体験の受入れ
			(社福)大分県社会福祉事業団	障がい者への就労訓練への協力 - ************************************
大分県	大分県	東部圏域	(社福)暘谷福祉会	高齢者施設での就労体験
人万乐			地域若者サポートステーション 	就労に向けた訓練プログラムの検討
	臼杵市	臼杵市	NPO法人ワーカーズコープ	サポステを活用した若者の自立・就労支援
			沖縄労働局、ハローワーク(グッジョブセンター おきなわ内・外)	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
			就職・生活支援パーソナル・サポート・センター 南部事務所(沖縄振興特別推進交付金による	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、企業実習、支援調整会議等
			就労サポートセンター(労福協自主事業)	公的機関が行っていないセミナー・訓練、支援調整会議 等
		南部・宮古・八	那覇市就職・生活支援バックアップセンター 【住宅支援給付事業】(主管課:那覇市保護管	セミナーと個別支援(履歴書添削、自己分析等)
沖縄県沖縄県		重山圏域	那覇市保護管理課自立支援班	個別支援(履歴書添削、自己分析等)
	沖縄県		なはし就職なんでも相談センター(主管課:那 覇市商工農水課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			若者サポートステーションなは(主管課:沖縄 県商工労働部労政能力開発課)	若年者ジョブトレ、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			沖縄県キャリアセンター(主管課:沖縄県商工 労働部雇用政策課)	セミナー、個別支援(履歴書添削、自己分析等)
			ハローワーク	職業紹介、訓練、個別支援(履歴書添削、自己分析等)、支援調整会議等
		北部・中部圏域	就職・生活支援パーソナル・サポート・センター 中部事務所(沖縄振興特別推進交付金による パーソナル・サポート事業[主管課:沖縄県商 工労働部雇用政策課、委託先:(公財)沖縄県 労福協])	公的機関が行っていない訓練・セミナー、個別支援(履 麻津活訓 白コムが年) 企業宝型 古垣調教企議年

③ 委託事業者等が活動拠点として使用している施設や設備

就労準備支援事業の委託事業者やその協力先が事務所や活動の拠点として自治体等から承諾を得て使用している施設や設備をみると、「事務所や活動の拠点として使用している施設・設備はない」が約6割を占める結果となった。

図表 17 委託事業者等が事務所や活動の拠点として使用している施設や設備

(n=40)



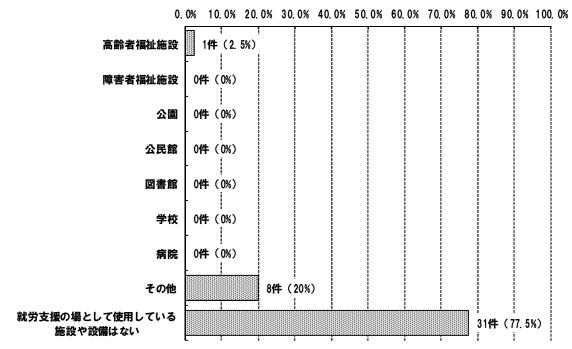
※「その他」を回答した圏域について、その具体的な内容を整理すると、「公的施設」(8 件)、「自治体が民間の施設を賃借している総合就業支援拠点内に設置」(2 件)、「業者選定中」(2 件)、「民間施設」(1 件)、「開拓した先の中には、そういった部分もある」(1 件)であった。

④ 委託事業者等が就労支援の場として使用している施設や設備

就労準備支援事業の委託事業者やその協力先が就労支援の場として、自治体等から承諾を得て使用している施設や設備をみると、「就労支援の場として使用している施設・設備はない」が77.5%であった。

図表 18 委託事業者等が就労支援の場として使用している施設や設備

(n=40)



※「その他」を回答した圏域について、その具体的な内容を整理すると、「公的施設」(4 件)、「業者選定中」(2 件)、「民間施設」(1 件)、「開拓した先の中には、そういった部分もある」(1 件)であった。

⑤ 就労準備支援事業に取り組んでいない理由

就労準備支援事業に取り組んでいない 29 圏域についてその理由をみると、「担当部署の体制が不十分なため」「(モデル事業以外で)既に取組みを実施しているため」(いずれも 27.6%)が最も多く、次いで「準備に時間を要しているため」(24.1%)、「地域の関係団体・法人が不足しているため」(20.7%)であった。

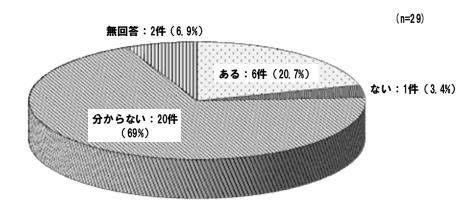
 $0.\ 0\% \quad 10.\ 0\% \quad 20.\ 0\% \quad 30.\ 0\% \quad 40.\ 0\% \quad 50.\ 0\% \quad 60.\ 0\% \quad 70.\ 0\% \quad 80.\ 0\% \quad 90.\ 0\% \quad 100.\ 0\%$ 担当部署の体制が不十分なため 8件 (27.6%) 関係部署間の連携が難しいため 2件 (6.9%) 地域の関係団体・法人が 6件 (20.7%) 不足しているため 地域の関係団体・法人との連携が 3件 (10.3%) 不十分なため (モデル事業以外で) 8件 (27.6%) 既に取組みを実施しているため 準備に時間を要しているため 7件 (24.1%) 6件 (20.7%) その他 無回答 2件 (6.9%)

図表 19 就労準備支援事業に取り組んでいない理由

(n=29)

⑥ 就労準備支援事業の実施予定

来年度以降の、就労準備支援事業の実施予定をみると、「ある」が 20.7%、「ない」が 3.4%、「分からない」が 69.0%であった。



図表 20 就労準備支援事業の実施予定

(5) 就労訓練事業(中間的就労)の推進

① 就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施方法

モデル事業実施事業で就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいる 23 圏域に実施方法を尋ねたところ、「直営」が 21.7%、「委託」が 78.3%であった。

図表 21 就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施方法

直営:5件(21.7%) 委託:18件(78.3%)

図表 22 モデル事業実施自治体別就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施方法

No.	都道府県	実施主体	圏域名	直営/委託
2		札幌市	厚別区	委
	北海道	<u>ተ</u> ር የታር ነן ነ	豊平区	委
5		岩見沢市	岩見沢市	委
7	岩手県	岩手県	県南·沿岸広域	委
12	て恭士	千葉市	中央区	直
12	千葉県	一条川	稲毛区	直
16		佐倉市	佐倉市	委
23	神奈川県	相模原市	相模原市南区	委
29	岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	委
32	愛知県	長久手市	長久手市	委
33	三重県	名張市	名張市	委
40	京都府	京丹後市	京丹後市全域	委

No.	都道府県	実施主体	圏域名	直営/委託
			西淀川区	直
42	大阪府	大阪市	東淀川区	直
	入队内		西成区	直
43		豊中市	豊能豊中	委
50	島根県	島根県	松江市	委
51	岡山県	岡山市	岡山市	委
52	山口県	山口県	県内全域	委
53	徳島県	徳島県	徳島県	委
54	香川県	丸亀市	全域	委
61	佐賀県	佐賀市	佐賀市	委
66	大分県	臼杵市	臼杵市	委

図表 23 委託先

	回答数	割合
社会福祉協議会	6	33.3%
NPO	4	22.2%
民間法人	2	11.1%
未定	4	22.2%
その他	2	11.1%
合計	18	100.0%

② 就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいる団体・組織・内容

就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいる団体・組織及び内容は以下の通りであった。

図表 24 就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいる団体・組織・内容

都道府県	実施主体	圏域名	団体・組織の名称	就労訓練事業(中間的就労)の具体的内容
			なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
北海道	札幌市	厚別区	札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
707472	10000113	# 45 57	なんもさミディアム	リサイクルショップ、食堂、清掃
		豊平区	札幌市福祉生活支援センター	協力企業への受入打診(ハウスクリーニング、データ入力など)
千葉県	千葉市	稲毛区	社会福祉法人生活クラブ	施設内の環境整備、福祉用具管理等
丁未示	佐倉市	佐倉市	社会福祉法人生活クラブ	就労訓練事業、支援員養成講座
			NPO法人 チュラサンガ	・就農(仲間で農作し収穫し、仲間で収益を分け合う)
			NPO法人 仕事工房ポポロ	・古紙回収 等・販促品の包装作業等・農業体験
岐阜県	岐阜県	岐阜県全域	NPO法人 コミュニティサポートスクエア	・法人経営喫茶へのインターン就労
			りあらいず和	・A型就労作業所での就労(サービス外)
			上石津木の駅プロジェクト	・間伐材の薪割作業
一壬间	力准士	名張市	NPO法人アガペの家	農業
三重県	名張市	名 張 巾	名張市立病院 保育所運営協議会	環境整備
京都府	京丹後市	京丹後市全域	未定	京丹後市において、どのような中間的就労ができるかの 調査研究及び啓発事業を委託
島根県	島根県	松江市	社会福祉法人しらゆり会	施設への就労体験の受け入れ(検討中)
徳島県	徳島県	徳島県	徳島県労働者福祉協議会	のんびり茶屋、フードバンクとくしま
大分県	臼杵市	臼杵市	ワーカーズコープ	サポステを活用した若者の自立・就労支援

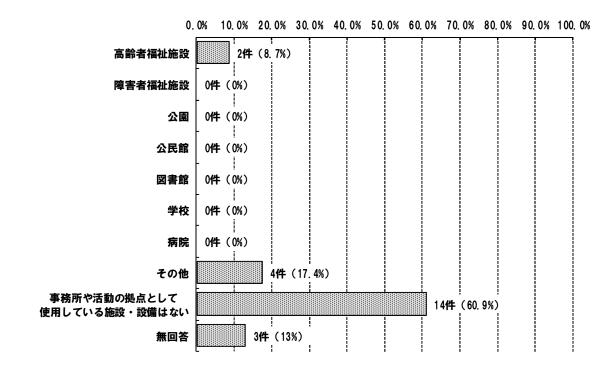
注:回答には就労訓練事業(中間的就労)を実施及び実施予定のものを含む。

③ 委託事業者が事務所や活動の拠点として使用している施設や設備

就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいる委託事業者が、事務所や活動の拠点として、自治体等から承諾を得て使用している施設や設備をみると、「事務所や活動の拠点として使用している施設・設備はない」が約6割であった。

図表 25 委託事業者が事務所や活動の拠点として使用している施設や設備

(n=23)

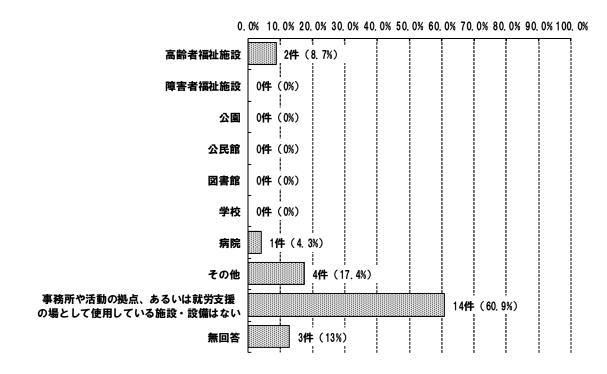


④ 実際に就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組む団体・組織が事務所や活動の 拠点、あるいは就労支援の場として使用している施設や設備

実際に就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組む団体・組織が、事務所や活動の拠点、あるいは就労支援の場として、自治体等から承諾を得て使用している施設や設備をみると、「事務所や活動の拠点、あるいは就労支援の場として使用している施設・設備はない」が約6割をしめた。

図表 26 実際に就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組む団体・組織が事務所や 活動の拠点、あるいは就労支援の場として使用している施設や設備

(n=23)

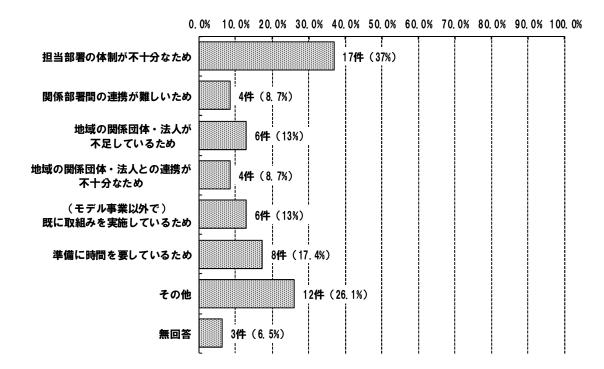


⑤ 就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいない理由

就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいない 46 圏域についてその理由をみると、「担当部署の体制が不十分なため」(37.0%)が最も多く、次いで「準備に時間を要しているため」(17.4%)であった。

図表 27 就労訓練事業(中間的就労)の推進に取り組んでいない理由

(n=46)



⑥ 就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施予定

来年度以降の、就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施予定をみると、「ある」が13.0%、「ない」が23.9%、「分からない」が56.5%であった。

図表 28 就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施予定

無回答: 3件 (6.5%)

ある: 6件
(13%)

ない:11件 (23.9%)

第3節 委託先事業者等アンケート調査結果

以下では、委託先事業者等アンケート調査の結果について概説する。(調査の概要については4ページ、調査結果の詳細については資料編参照。)

1. 回収状況

事業実施自治体(12月1日時点)40か所に発送、うち38自治体より回収(52票)した。

図表 29 回答状況(自治体単位)

(単位:自治体数)

ΓŢ	就労準備支援事業」または「就労訓練の推進事業」の実施自治体(12月1日時点)	4 0
	回答対象	3 8
	回答済み	3 8
	修正依頼中	0
	〆切り延長	0
	不明(連絡中)	0
	回答対象から除外(事業中断、委託先未定等)	2

2. 主な調査結果

(1) 回答者の概要

・回答者 (n=52) は、<u>いずれかの事業の直営自治体が 6、委託先事業者が 45</u>。内訳は、「「就 労準備支援事業」のみの委託先事業者」が 51.9%を占め、「「就労準備支援事業」と「就労訓練 事業の推進」の委託先事業者 (26.9%)」、「「就労訓練事業の推進」のみの委託先事業者 (7.7%)」 が次いでいる。(図表 30)

図表 30 回答者について

O 1	回答者	1-0	ハナ
(JI	미合石	コニン	しいし

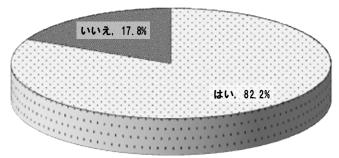
	1000						
	直営自治体(n=6)		委託先事業者(n=45)				
	「就労準備支援事業」と「 就労訓練事 業の推進」を 直営で実施	「就労準備支援事業」のみ 直営で実施	来の推進」の み直営で実	「就労準備支援事業」と「就労訓練事業の推進」の委託先事業者	「就労準備支援事業」のみ の委託先事 業者	「就労訓練事 業の推進」の みの委託先 事業者	無回答
52	0	3	3	14	27	4	1
100.0	0.0	5.8	5.8	26.9	51.9	7.7	1.9

- ・委託先事業者 (n=45) は、<u>2000 年以降に設立されたところが 48.9%</u>、1980 年より前に設立されたところが 40.0%。法人格の種類は、「社会福祉協議会」「NPO 法人」が最も多く(各<u>22.2%</u>)、「株式会社等」(17.8%) が次ぐ。
- ・ <u>「本事業を受託する以前から、就労に課題を有する方への就労支援の実績がある」が多い</u> (82.2%)。(図表 31)
- ・ 委託先事業者のうち <u>57.8%(26/45 件)は、「自立相談支援事業のモデル事業」も受託</u>している。(うち 10 件は 3 事業とも受託)

図表 31 就労困難者への就労支援の実績の有無(委託先事業者)

(n=45)





(2) 就労準備支援事業、「就労訓練事業(中間的就労)の推進」の実施体制

- ・ 就労準備支援事業の実施者の配置人員数は、<u>平均 4.5 人(図表 32)、最小値 1~最大値 19。</u> 常勤者+非常勤者等という配置か常勤者のみの配置が多い。(44 件中 20 件、17 件。一方、 非常勤やボランティア等のみ 7 件)
- ・ 就労訓練事業(中間的就労)の推進の実施者の配置人員数は、<u>平均3.1 人(</u>図表 32)、最小値 0.5~最大値19。常勤者のみの配置が多い。(21 件中16 件。一方、常勤者+非常勤者等3 件、 非常勤等のみ2件)
- ・ 両事業の受託者では、兼任者ありが多い。(14件中11件。うち全員が兼任者7件)
- ・ <u>自立相談支援事業も受託している場合は、同事業との兼任者ありが比較的多い</u>。 (同事業との兼任者あり: 就労準備支援事業 25 件中 18 件、就労訓練事業(中間的就労)の 推進11 件中7件。特に3事業とも受託している10件では兼任者ありが7件、うち5件は 全員が3事業兼任者)
- ・ 自立相談支援事業と、事務所や拠点を共有している回答者が 51.9%。
- ・ <u>就労準備支援事業について、段階別(生活自立支援段階、社会自立支援段階、就労自立支</u>援段階)に配置している実施者は無い。

図表 32 各事業の配置人員数(平均値)

(単位:人)

	常勤 (正規雇	非常勤 (パート・アルバイト)		ボランティア	その他	合計
	用・フルタイム)	実人数	常用換算			
①就労準備支援事業の担 当者	2.2 (n=44)	1.3 (n=44)	0.7 (n=44)	0.6 (n=44)	0.3 (n=44)	4.5 (n=44)
②「就労訓練事業(中間的 就労) の推進」の担当者	2.3 (n=21)	0.8 (n=21)	0.4 (n=21)	0.0 (n=21)	_	3.1 (n=21)
③ ①②のうち両事業の 兼任者	2.3 (n=13)	2.3 (n=6)	1.6 (n=5)	_	_	
④ ①のうち「自立相談 支援事業」の兼任者	1.5 (n=34)	1.6 (n=20)	1.6 (n=15)	_	0.3 (n=6)	
⑤ ②のうち「自立相談 支援事業」の兼任者	2.1 (n=13)	5.0 (n=2)	3.0 (n=2)	_		

(注)・③は、①②の両事業を受託している委託先事業者で、①②のどちらかが0人でない場合に算出

・④ (⑤) は、① (②) と自立相談支援事業を受託している委託先事業者で、④ (⑤) と① (②) のどちらかが 0 人でない場合に算出

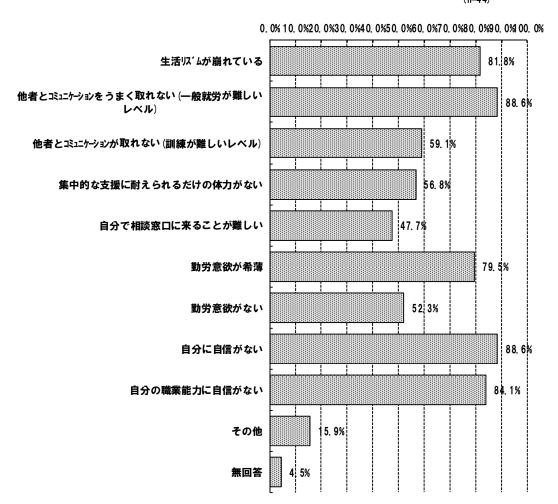
(3) 就労準備支援事業について (n=44)

・定員:<u>0~400人</u>。「15人」25.0%、15人未満29.5%、15人超18.2%。 現時点の実人数:<u>0~124人</u>。「15人」2.3%、15人未満79.5%、15人超15.9%。

<支援対象者について>

- ・ 想定している支援対象者像 (MA):「他者とコミュニケーションをうまく取れない(一般 就労が難しいレベル)」88.6%、「自分に自信がない」88.6%、「自分の職業能力に自信がない」84.1%。(図表 33)
- ・代表的な対象者像(FA):生活困窮、ニート・引きこもり・長期間の離職等、疾病・精神疾患が関連、生活基盤の欠如、コミュニケーションに自信がない、その他(「家族に要介護者がおり就業条件が厳しい」「シングルマザーを対象に就労準備事業を実施している」等)
- ・支援対象者とならない人(FA):居場所づくり・生活リズムの確立を優先すべきなど他の 支援を受けるべき人、障害の治療等を優先すべき人・他の支援制度を利用すべき人、就労 意欲が希薄・まったくない、自分での求職活動が可能、本人や家族が支援を求めていない 人、困窮していない

図表 33 「就労準備支援事業」の支援対象(複数回答) (n=44)



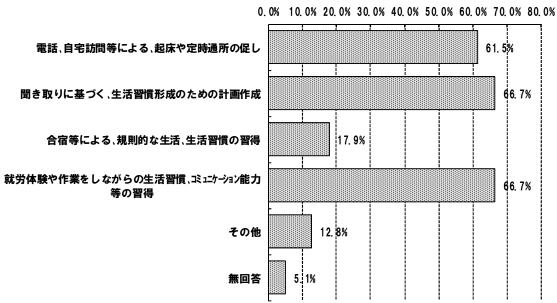
<支援プログラムの内容等>

- ・「就労準備支援事業」として設置しているプログラムは、複数の支援段階にまたがったプ ログラムが44.2%、特定の段階のみを対象とするプログラムが55.8%
- ・プログラムの支援対象者の特徴 (FA): 段階別の回答は少ない (回答の多くは、生活自立、 社会的自立、就労自立がいずれも必要な人をあげている)。
- 支援の頻度:生活自立:「1週間に2回程度」30.8%、社会自立:「1週間に1回程度」24.3%、 就労自立:「1週間に1回程度」29.7%。「毎日」とする割合は各20.5%、21.6%、16.2%。
- ・ 支援期間: いずれの段階も、平均は「6カ月未満」が最多(各35.9%、35.1%、35.1%)、最 大は「12カ月以上」が最多(各33.3%、32.4%、35.1%)。

• 支援内容:

- ・「生活自立支援段階向け]:「対象者からの聞き取りに基づく、生活習慣形成のための計 画作成」「就労体験や作業をしながらの生活習慣、コミュニケーション能力等の習得」 各 66.7%、「対象者への電話、自宅訪問等による、起床や定時通所の促し」61.5%。(一 方、「合宿等」17.9%は比較的少ない。)
- ・ [社会自立支援段階向け]:「就労体験や作業をしながらの生活習慣、コミュニケーショ ン能力等の習得」78.4%、「挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成」 75.7%、「地域の事業所等での職場見学」「町内会での祭り、イベント等の準備手伝い等 の地域活動への参加」各 48.6%
- ・ 「就労自立支援段階向け]:「就労体験や作業をしながらの生活習慣、コミュニケーショ ン能力等の習得 | 81.1%、「履歴書の作成指導 | 67.6%、「模擬面接の実施 | 「ハローワー クへの同行支援」各 64.9%、「地域の協力事業所等での軽作業への従事等を通した就労 体験 | 62.2%。(一方、「事業主体が運営する飲食店等での作業補助を通した就労体験 | は29.7%で比較的少ない。)

図表 34 生活自立支援段階向けの支援内容(複数回答) (n=39)



図表 35 社会自立支援段階向けの支援内容(複数回答) (n=37)

0. 0% 10. 0% 20. 0% 30. 0% 40. 0% 50. 0% 60. 0% 70. 0% 80. 0% 90. 0% 朝礼、終礼の実施 35. 1% 挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成 75.7% 地域の事業所等での職場見学 48.6% 地域の清掃等のボランティア活動 45.9% 町内会での祭り、小ント等の準備手伝い等の地域活動へ 48.6% の参加 就労体験や作業をしながらの生活習慣、コミュニケーション能力 78. 4% 等の習得 その他 18.9% 無回答

図表 36 就労自立支援段階向けの支援内容(複数回答) (n=37)

0. 0% 10. 0% 20. 0% 30. 0% 40. 0% 50. 0% 60. 0% 70. 0% 80. 0% 90. 0% 事業主体が運営する飲食店等での作業補助を通した就 29.7% 労体験 地域の協力事業所等での軽作業への従事等を通した就 62. 2% 労体験 模擬面接の実施 64.9% 履歴書の作成指導 67.6% ビジネスマナー講習の実績 54.1% キャリア・コンサルティングを通じた本人の適性確認 48.6% ハローワークへの同行支援 64.9% 就労体験や作業をしながらの生活習慣、コミュニケーション能力 81. 1% 等の習得 その他 29.7% 無回答 2. 7%

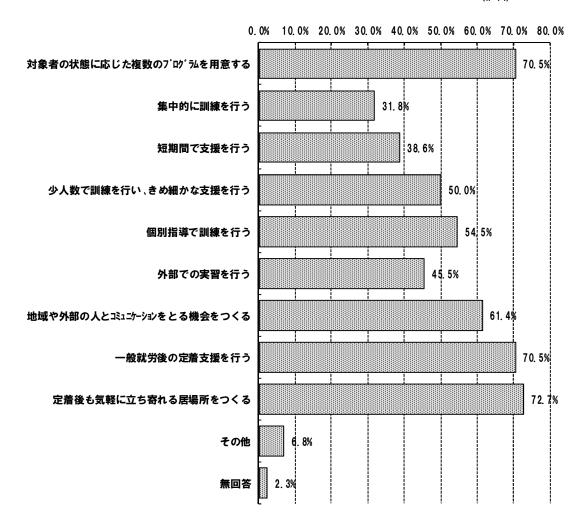
<工賃等>

- ・ <u>支援対象者への工賃等の支払い「あり」36.4%</u> (「交通費や昼食代を支給」31.2%、「作業時間に応じた工賃等を支給」18.8%、「定額の工賃等を支給」18.8%、「その他」37.5%)。
- ・協力事業者等への謝礼の支払い「あり」38.6%(千円4件、2千~1万円8件、1万円超1件)。
- ・ ボランティア保険等「加入」68.2%

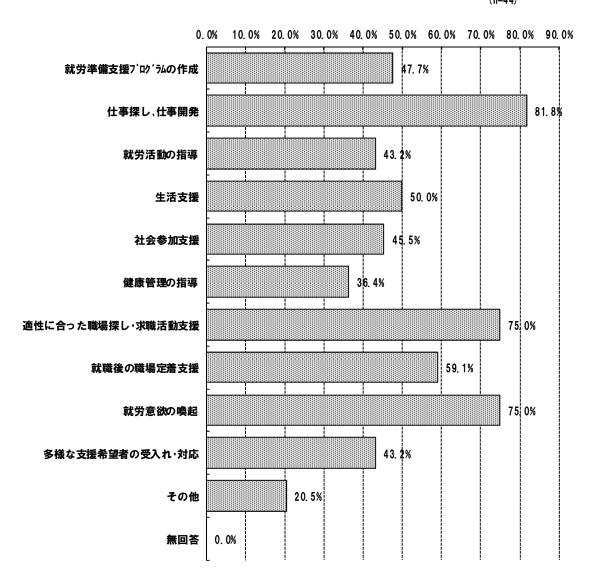
<その他>

- ・ 就労準備支援事業の支援内容を考える上で重要なポイント (MA): 「定着後も気軽に立ち寄れる居場所をつくる」72.7%、「対象者の状態に応じた複数のプログラムを用意する」 70.5%、「一般就労後の定着支援を行う」70.5%。(一方、「集中的に訓練を行う」31.8%、「短期間で支援を行う」38.6%は比較的低い。)
- ・ 就労準備支援担当者に求められる能力 (MA): 「対象者に対する理解・共感」97.7%、「関係機関との連携」93.2%、「対象者の話を聞く力」90.9%
- ・事業を進めていく上での課題 (MA): <支援業務別><u>「仕事探し、仕事開発」81.8%</u>、「適性に合った職場探し・求職活動支援」75.0%、「就労意欲の喚起」75.0%。 <支援体制等>「協力企業等との連携」70.5%、「自治体との連携」65.9%、「支援人員の教育」63.6%

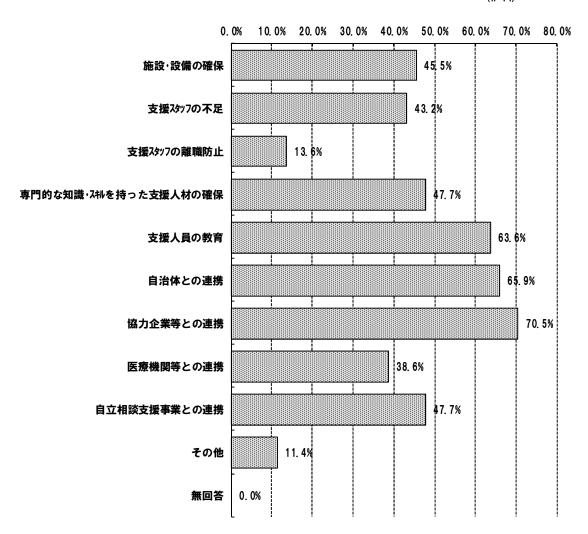
図表 37 就労準備支援事業の支援内容を考える上で重要なポイント (複数回答) (n=44)



図表 38 事業を進めていく上での課題 (支援業務別) (複数回答) (n=44)



図表 39 事業を進めていく上での課題 (支援体制等) (複数回答 (n-44)

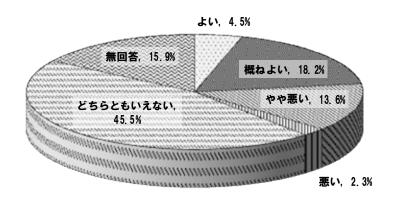


<ガイドライン等について>

- ・「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」について(FA): 満足・ 十分とする意見がある一方、負担軽減を求める意見や、支援対象者の範囲や支援内容等 に対し意見・要望が挙げられた。
- ・「就労準備支援プログラム」の様式について:<使い勝手>「どちらともいえない」45.5%、「よい・概ね良い」31.8%、「悪い・やや悪い」15.9%。<業務負担感>「どちらともいえない」34.1%、「負担感あり・ややあり」38.6%、「負担感なし・ほとんどなし」13.7% <FA> 満足、十分とする意見とする意見がある一方、使ってないとの回答や、負担軽減・簡素化や書式の改善の要望のほか、個別の項目についての改善案が挙げられた。

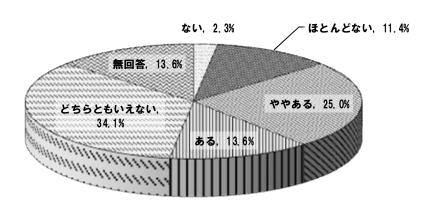
図表 40 「就労準備支援プログラム」の様式について_使い勝手

(n=44)



図表 41 「就労準備支援プログラム」の様式について_業務負担感

(n=44)

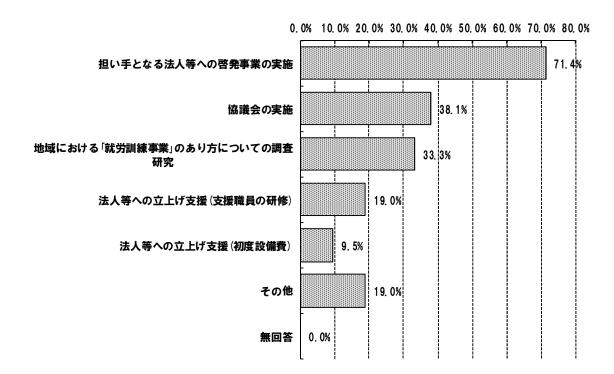


(4) 就労訓練事業(中間的就労)の推進について (n=21)

- ・ 地域における就労訓練事業所の把握:「把握している」52.4%。
- ・「就労訓練事業(中間的就労)の推進」事業の内容(MA): 「担い手となる法人等への 啓発事業(セミナー等)の実施」71.4%、「協議会の実施」38.1%、「調査研究」33.3%

図表 42 「就労訓練事業(中間的就労)の推進」事業の内容(複数回答)

(n=21)



<啓発事業> (n=15)

- 実施回数(2013年度): 平均2.3回(1~5回)。実施済み: 平均0.8回(0~2回)
- ・ 参加団体等の数: 平均 12.1 社・団体 (0~25 社・団体)
- ・参加団体等の種別(MA):「社会福祉法人」73.3%、「NPO 法人」66.7%、「障害者福祉施設」60.0%
- ・既に就労訓練事業を実施している団体等の有無:「ある」4件(26.7%)、「ない」6件(40.0%)。 <その種別>(MA):「社会福祉法人」3件、「障害者福祉施設」「介護福祉施設」「NPO 法人」「民間事業所(中堅・大企業)」「民間事業所(小企業、地域の個人商店)」各2件、「生 活協同組合」「農家・農業者」「その他」各1件

<協議会> (n=8)

・ 実施回数 (2013 年度): 「1回」2件、「2回」3件、NA3件。 実施済み:「0回」2件、「1回」2件、「2回」1件、無回答3件

- ・ 参加団体等の数: 平均 10.6 社・団体 (5~22 社・団体)
- ・参加団体の種別(MA):「社会福祉法人」「NPO 法人」各 5 件、「障害者福祉施設」4 件、「生活協同組合」「介護福祉施設」「民間事業所(小企業、地域の個人商店)」「その他」各1件
- ・既に就労訓練事業を実施している団体等の有無:「ある」2件(→団体等の数「1か所」 「3か所」)、「ない」3件、NA3件。<その種別>(MA):「社会福祉法人」「生活協同組 合」「障害者福祉施設」各1件(民間事業所等は0件)

<その他の事業>

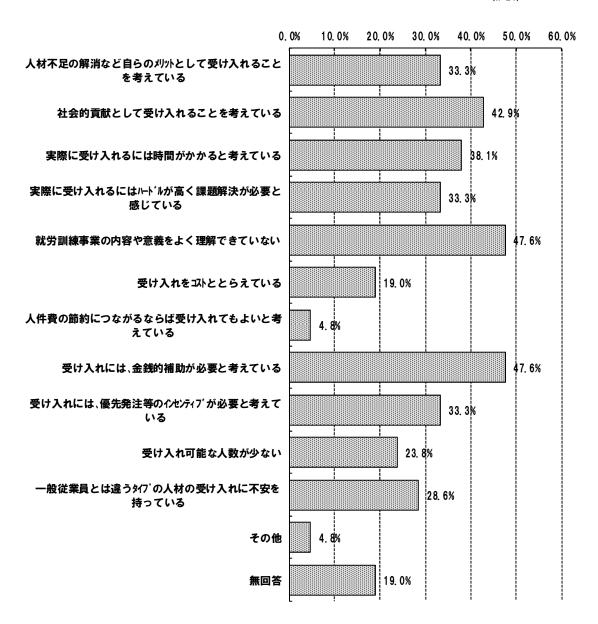
- ・「地域における「就労訓練事業」のあり方についての調査研究」について(FA):アンケート、外部講師、現地視察、実施に向けた課題の模索、就労訓練事業の場の掘り起こし等(n=4)。
- ・ 「「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援(支援職員の研修)」について (FA): 「検 討中」1 件
- ・「「就労訓練事業」を行う法人等への立上げ支援(就労訓練事業の受入に当たっての初度設備費)」について(FA):「検討中」1件、「中間的就労に取り組みたいと考えている企業へ訪問し、職場や職種・内容に応じ、個別の相談、スーパーバイズを実施」1件

<事業にあたっての課題>

- ・担い手の育成における課題(啓蒙・研修や協議会の参加者の傾向)(MA): 「就労訓練事業の内容や意義をよく理解できていない」「受け入れには、金銭的補助が必要と考えている」各47.6%、「社会的貢献として受け入れることを考えている」42.9%
- ・担い手の育成における課題(啓蒙・研修や協議会への参加者が支援対象者を受け入れる上での課題)(MA): 「適性に合った仕事がイメージできずにいる」33.3%、「適性に合った仕事を切り出すための業務分解ができない」「就労支援担当者を確保できない(適任者がいない、なり手がいない等)」「参加者(法人等)が受入れ課題を解決するために助言・指導する支援者がいない」各28.6%
- ・担い手の育成・開拓の阻害要因 (FA):制度の内容についての理解・周知、対象者についての理解、人員体制、その他
- ・担い手の育成・拡大に必要なこと(FA):制度に対する理解、周知、理解者・協力者を 増やすこと、負担軽減(支援)、インセンティブ、人材・支援体制、その他
- 事業を進めていく上での課題 (MA): 「協力企業等との連携」71.4%、「財源の確保、安定」66.7%、「経済団体等との連携」57.1%

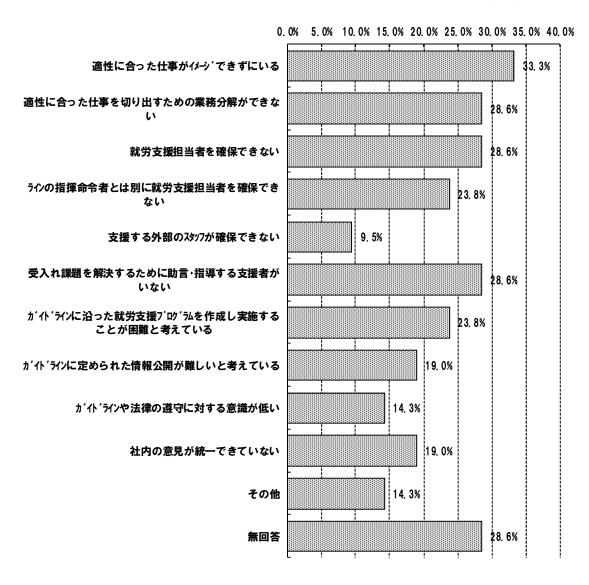
図表 43 担い手の育成における課題(啓蒙・研修や協議会の参加者の傾向)(複数回答)

(n=21)



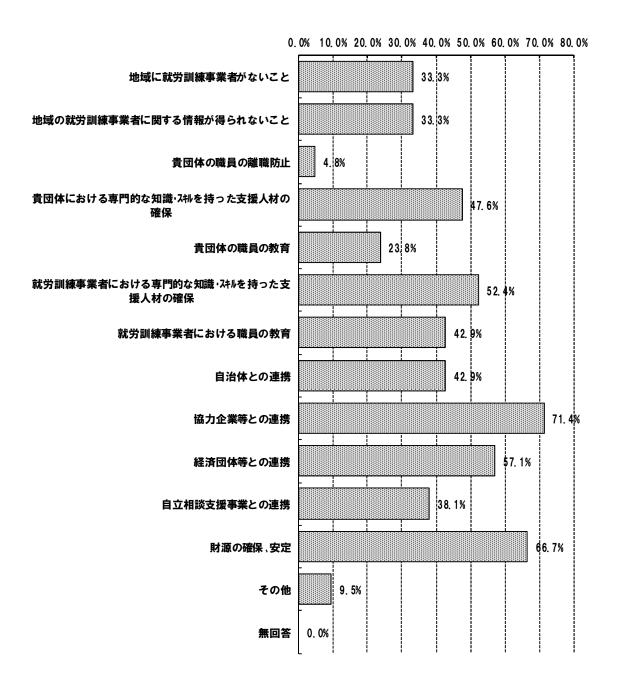
図表 44 担い手の育成における課題 (啓蒙·研修等参加者が支援対象者を受け入れる上での課題) (複数回答)

(n=21)



図表 45 「就労訓練事業の推進」事業を進めていく上での課題(複数回答)

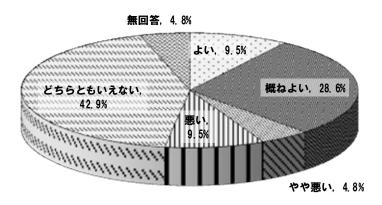
(n=21)



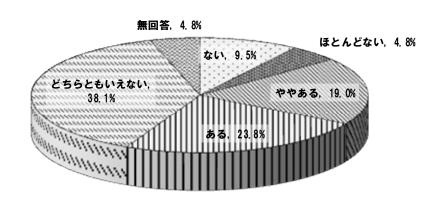
<ガイドライン等について>

- ・「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」について (FA): 満足・十分とする意見がある一方、要件緩和や協力事業者等へのインセンティブを求める意見や、支援対象者の範囲や支援内容等についての要望・意見が挙げられた。
- ・「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」の様式について:<使い勝手>「どちらともいえない」42.9%、「よい・概ねよい」38.1%、「悪い・やや悪い」14.3%。<負担感>「どちらともいえない」38.1%、「ある・ややある」42.8%、「ない・ほとんどない」14.3%

図表 46 「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」の様式について_使い勝手 (n=21)



図表 47 「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」の様式について_業務負担感 (n=21)



(5) その他

・ 国・自治体への意見・要望 (FA): 両事業の一体化の要望、人員配置の継続等の要望、中間的就労に係る事業所の財務内容の把握の難しさについての不安、他が挙げられた。

第4節 ヒアリング調査結果

ここでは、1. モデル事業実施自治体に対するヒアリング調査、2. モデル事業とは別に就 労支援を実施する団体に対するヒアリング調査等の結果について記載する。

1. モデル事業実施自治体に対するヒアリング調査

本研究事業で実施した、モデル事業実施自治体(京都府、横浜市、湯沢市、佐賀市、箕面市、丸亀市、奈良市、岐阜県)へのヒアリング調査結果についてとりまとめる。

なお、その他のモデル事業実施自治体、及び検討会委員からの就労準備支援事業ガイドライン、就労訓練事業ガイドラインに対する意見については巻末に掲載している。

(1) 京都府

① 実施事業

• 就労準備支援事業

② 実施状況等(平成25年11月8日時点)

- ・ 22 年度からパーソナル・サポート・サービス事業、23 年度から京都式生活・就労一体型支援事業を実施。
- ・ 22 年 11 月、京都ジョブパーク内に「京都府パーソナルサポートセンター」を設置。24 年 4 月から機能を強化し、「京都自立就労サポートセンター」に改称した。職員数 16 名。パーソナル・サポーターによる「寄り添い支援」を行う。生活困窮者の自立支援の取組み全体のマネジメントをする役割も、一定担っている。
- ・ 就労準備支援事業については、スキルアップ・資格取得支援訓練として多数のプログラム を提供している(例:就職支援セミナー、定時制高校生向け支援セミナー、清掃作業講習、 合宿型就労体験、短期就労体験、食生活改善セミナー、定着支援交流会)。
- ・ その他、モデル事業以外の枠組みで、京都自立就労サポートセンターにおいて、直ちに一般就労、中間的就労にステップアップできない長期離職者や未就労者支援の一環として、 就労体験を行う「Community Cafe Mari Mari」を 25 年 7 月にオープン。また、京都府として、中間的就労創出事業、ジョブトライ事業、中間的就労の場を提供する企業への支援事業を実施。福祉事務所等と緊密に連携した事業を展開している。
- ・ 中でも、ジョブトライ事業については、求職者を派遣会社で雇用し、3 か月間、府内企業 へ派遣する仕組みであるが、利用者・受け入れ企業双方の評価が高く、特に効果が大きい。

図表 48 京都府 就労準備支援事業の概要

■スキルアップ支援

訓練名	訓練内容
就職支援セミナー	職業人意識、コミュニケーション能力、ビジネスマナー、 面接対策、応募書類作成等の基本スキルの習得研修 (1日3時間・12日間、京都市内・府北部)
定時制高校生向け支援セミナー	職業人意識、コミュニケーション能力、ビジネスマナー、 面接対策、応募書類作成等の基礎スキルの習得研修 (1日3時間・4日間、京都市内)
清掃作業講習	清掃作業の基礎知識と技能の習得講習 (1日間、京都市内)
合宿型就労体験	生活習慣を身に付けながら、就労意欲の喚起を図る (5 日間、府北部)
短期就労体験	パソコン作業等を通じて、他者との交流や共同作業の 喜びを体感(1ヶ月間、京都市内)
食生活改善セミナー	生活習慣を見直し、正しい食生活を習得する講習 (1日間、京都市内)
定着支援交流会	就職後の定着フォローとして交流会を開催。ストレス・健康管理セミナー等を実施(1 日間、京都市内)

■資格取得支援訓練

訓練名	訓練内容		
フォークリフト運転資格取得	フォークリフト運転資格を取得するための技能講習		
フォープリプト建設負債収付	(学科2日、実技3日、京都市内・府北部)		
玉掛け資格取得	玉掛け資格を取得するための技能講習		
玉街() 貝恰以待 	(学科2日、実技1日、京都市内・府北部)		
ガス溶接資格取得	ガス溶接資格を取得するための技能講習		
刀へ俗按貝俗取符	(学科1日、実技1日、京都市内)		
介護職員初任者研修	介護職員初任者に必要な知識と技能の習得講習		
介護職員例任有研修 	(京都市内・府南部・府北部)		

(資料) 京都府ご提供資料

(2) 横浜市

① 実施事業

• 就労準備支援事業

② 実施状況等(平成25年11月8日時点)

- ・ 平成 25 年 10 月から、中区保護課に自立生活支援員 4 名を配置し、直営型の自立相談支援 を実施。就労準備支援事業としては、横浜市生活困窮者就労準備支援事業、中区仕事チャ レンジ講座を実施している。就労準備支援事業は、多様な形があるのがよい。
- ・ 横浜市生活困窮者就労準備支援事業は、NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ協会に委託。 生活保護受給者向けの既存事業を生活困窮者に拡大したもので、職場実習活動等による社 会参加・就労体験支援を同時並行的に行う。期間は週1~3回、3か月1期、最大4期(1年)まで。実習1回につき1,000円の奨励金を支給。
- ・ 中区仕事チャレンジ講座は、社会福祉法人神奈川県匡済会に委託。民間団体や地域と連携 し、生活訓練・社会訓練・技能習得訓練の3つを一体的な支援プログラムとして実施して いる。受講期間は2か月。
- ・ 就労準備支援事業については、生活保護受給者に加えて生活困窮者を対象にしたものであるが、まだ生活困窮者枠での利用はない。事業参加期間中の生活費が捻出できない等の理由で、事業利用に至る世帯が少ないことが懸念される。

図表 49 横浜市生活困窮者就労準備支援事業の概要

※ 生活保護受給者向けに展開している事業の対象者を、生活困窮者にも拡大

対象者:就労経験が乏しく、直ちに求職活動を始めることが困難な

15歳から64歳までの者

事業内容:職場実習活動等による社会参加・就労体験支援

実習1回につき1,000円の奨励金を支給

実習期間:週1~3回、3か月1期、最大4期(1年)まで延長可能 実習先:配送センター、リサイクルショップ、デイサービス など

実施方法: NPO法人に委託



(資料) 横浜市ご提供資料

図表 50 中区仕事チャレンジ講座の概要及び実績

※ 生活保護受給者向けに展開している事業の対象者を、生活困窮者にも拡大

対象者:自立のために就職や増収を目指している者

事業内容:民間団体や地域と連携し、生活訓練・社会訓練・技能習得訓練

の3つを一体的な支援プログラムとして実施

受講期間:約2か月

実施場所:横浜市寿福祉プラザ改修棟1階(中区寿町4-13-1)

実施方法:社会福祉法人に委託

カリキュラム:

項目	内容	時間数	
生活講座	挨拶、自己紹介、一日の行動予定作成 等	3時間×4日間	
社会講座	相手との関わり方、人の話を聞く、プロフィール・履歴書作成、模擬面接、OB体験談等	3時間×9日間	
実技講座	掃き・拭き・洗浄作業、ポリッシャー等清掃器 具操作、ワックス塗布作業	6時間×5日間 3時間×5日間(実習)	
その他	オリエンテーション、レクリエーション	3時間×3日間	

◎ 日常生活自立・社会生活自立・経済的自立の支援を、段階的に実施

◎ 24年度講座修了者の就労状況

第1回…14名のうち12名が就労(就労率86%)≪主な職種≫清掃6名、警備2名、その他4名

第2回…15名のうち10名が就労(就労率67%)≪主な職種≫清掃4名、警備1名、その他5名

第3回…15名のうち 9名が就労(就労率60%)≪主な職種≫清掃5名、警備1名、その他3名

第4回…18名のうち11名が就労(就労率61%)≪主な職種≫清掃8名、警備2名、その他1名

第5回…15名のうち 9名が就労(就労率60%)≪主な職種≫清掃8名、その他1名

計…77名のうち51名が就労(就労率66%) 清掃31名、警備6名、その他14名

(資料) 横浜市ご提供資料

(3) 湯沢市

① 実施事業

・ 就労準備支援事業、就労訓練事業(中間的就労)の推進事業

② 実施状況等 (平成 25 年 11 月 19 日時点)

<実施体制>

- ・ 11 月 1 日に自立相談支援事業が実質スタートしたばかりで、就労関係の具体的な支援対象者はまだいない。
- ・ 就労準備支援事業、就労訓練事業の推進の両事業ともに「NPO 法人湯雄(とうゆう) 福祉会」に委託。各事業2名ずつの体制でスタート。
- ・ 同団体は、グループホーム運営、障害者の就労支援の実績があるが、生活困窮者支援の実績はない。母子家庭や精神的な問題を抱える人の支援と、知的/精神障がい者の支援を一緒に実施できるかが課題。
- ・ 同団体の代表は保護司を務めており、協力企業等の一般企業とのつながりがあるため、協力が得やすいのではないかと期待している。
- ・ 地域に障害者関係の事業所が多いため、そこで就労準備・訓練を一体的に行っていきたい。
- ・ 就労準備事業としては、同団体が運営する就労継続A型・B型事業所の農場等において、 今年度3人程度の訓練を予定。生活自立から就労自立に至る個人ごとの支援プログラムを 作成し、支援する。
- ・ 就労訓練事業の推進としては、地域包括支援ネットワーク協議会の就労支援部会と連携し、 圏域の多様な団体・個人に働きかけ、啓発・研修等を行う。特に季節的な労働者不足に悩む農業生産法人、個人農家との連携強化に取り組む。清掃・スーパーのカート回収、販売補助など軽作業等の機会確保も働きかける。最低賃金の1/3を目標に今年度5名程度の受け入れを予定。
- ・ 本人のインセンティブを高めるため、就労準備支援事業・就労訓練事業ともに法人の負担 等で賃金等を支払うことを検討している。

(4) 佐賀市

① 実施事業

・ 就労準備支援事業、就労訓練事業(中間的就労)の推進事業

② 実施状況等 (平成 25 年 11 月 21 日時点)

- ・ 10月25日に「佐賀市生活自立支援センター」を設立。事業を開始した。11月14日までの相談件数は佐賀市民が18件(その他市外の方が4件)。ただし、まだ就労準備支援事業につないでいるものはない。
- ・ 就労準備支援事業、就労訓練事業の推進とも「NPO スチューデント・サポート・フェイス」に委託。ただし、就労訓練事業の推進は、今年度はプログラムづくり(具体的支援は来年度以降)。
- ・ 就労準備支援事業については、希望者に対して事業内容等を説明した書類を用意している (図表 51)。
- ・ 具体的なプログラムは3段階を想定している。内容は、新規のものもあるが、農業での就 労体験など委託先が地域若者サポートステーションで実施してきた既存のものもある。一 日を通じた時間割案を作成しているが(図表 52)、初期段階では「時間に合わせて出てく る」「人との関係性をつくる」ことが重要であり、最終段階では「一日を通じて何かでき ること」や内職的な仕事から外での農作業まで作業に幅があることに意味があるのではな いかと考えている。また、利用者の状態が改善しないうちは、利用者のペースに合わせて 個別支援を中心に実施し、状態が改善してきたら集団支援を中心に頻度を高めて実施する。
- ・ 利用料は無料。ただし食事代や交通費等の実費徴収はあり。ボランティア保険あり。工賃・ 賃金等の支払いは原則なし(一部内職等で発生する場合は事前に説明する)。

図表 51 就労準備支援事業の利用者への説明資料

就労準備支援事業を利用する皆さんへ

佐賀市生活自立支援センター 委託先 特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス

本説明書は、当センターの就労準備支援事業の利用を希望される方に対して、事業内容等、ご留意いただきたい重要事項を説明するものです。ご確認をお願いいたします。

1. 事業所の概要

事業所の名称 佐賀市生活自立支援センター

事業所所在地 佐賀市白山2丁目2ー7

電話番号 0952-60-6209

2. 支援の目的

相談者の中には、いろいろな条件により、直ちに一般就労に就くことが難しく、社会 参加・職場体験を通じた訓練を受けることが必要だったり、希望する人たちがいます。 そのため、この事業では、専門家による面談や見立て、多角的なアプローチによる支援、 いろいろな活動への参加、個々の状態像や目標に合わせた支援等を行う事により、一般 就労に向けた一貫した自立支援を実施します。

3. 利用に当たって必要な書類

利用に当たっては、同意書のサインやプランシートの作成、アセスメントシートの作成・ 同意等などが必要になります。ご本人やご家族のサイン・同意等が必要になりますので、 予めご了承ください。

4. 事業の対象者

自立相談支援事業における支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判 断された 65歳未満の者。

5、事業の内容

就労準備支援事業においては、対象者の状態に応じて、以下の支援を個人単位あるい は集団で行います。

(1) 初期段階の支援(生活自立支援訓練)

通所による生活習慣などの改善、社会孤立状態の解消、社会参加準備のためのフリースペースの活用、臨床心理士との面談、定期の面談による小目標の設定と振り返りの実施等を行うことにより、自らの健康・生活管理を行う意識の醸成を行います。

(2) 第2段階の支援(社会自立支援訓練)

就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への 参加(社会貢献、環境美化、街づくり、自己啓発等)、市内で実施されている地域活動への 参加等を通じて、社会参加能力の習得を目指します。

(3) 最終段階の支援(就労自立支援訓練)

面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコンスキル向上研修、キャリアコンサルタントによる相談・面談、職親制度等を用いた職場体験、えびすワークさがし、ハローワーク、ジョブカフェ、ヤングハローワーク (ユメタネ)、の利用方法の相談・助言・シミュレーション等を行う事により、就労に向けた自覚を喚起させ求職活動に向けた準備を目指します。

6. 支援の実施期間

対象者の状態に応じ、1か月~1年の期間を設定します。

実施期間については、概ね次のとおりとします。

- ・生活自立支援段階・社会支援段階からのスタート → 1年以内
- ・就労自立支援段階からのスタート → 6か月以内

就労をした場合には、原則として、就労準備支援事業の利用は中止することになりま すが、就職後の支援については、必要に応じて行います。但し、同一の対象者が複 数回就労準備支援事業を利用することはできません。

事業の形態

この事業は、通所で行います。また、センター所在地以外の場所でも活動を行います。

8. 利用料・費用について

基本的に利用料はかかりません。但し、食事代や交通費等の実費を徴収することがあります。その際には、事前に説明します。

9. 災害時の補償について

基本的に、来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我については保険・見舞 金等で対応しますが、行き帰りの事故・怪我等については責任を負いかねますので、十分 注意をお願いします。

10. 工賃

基本的に、支援や訓練に対する工賃・賃金等の対価の支払いはありません。但し、一部 内職などで工賃が発生する場合があります。その場合には事前に説明します。また、この 事業は、支援・訓練事業のひとつとして行われるもので、雇用関係を結んで行われるもの ではありません。

11. その他

その他、わからないことや相談等があれば、随時スタッフに確認をお願いします。

(資料) 佐賀市ご提供資料

図表 52 具体的なプログラムの例(3段階)

①初期段階での支援(生活自立支援訓練)

		月	火	水	木	金
	. 午前					
第1週	AT 686	而談		内職作業	振り返り	
	午後	臨床心理士		センター内	相談員	
	午前		-			
第2週	午後	面談	体験活動	内職作業	振り返り	
		臨床心理士	陶芸	センター内	相談員	
	午前		4			
第3週	午後	面談		内職作業	振り返り	ボランティア活動
		臨床心理士		センター内	相談員	商店街清掃
	午前					
第4週	午後	面談		内職作業	振り返り	ボランティア活動
_		庭床心理士		センター内	相談員	商店街清掃

②第2段階の支援(社会自立支援)

		月	火	水	木	金
	午前					振り返り
Art a NIII						相談員
第1週	AT 156	面談	研修	内職作業	研修	ボランティア活動
	午後	臨床心理士	自己分析	センター内	コミュニケーション	商店街清掃
	de str	,				振り返り
第2週	午前					相談員
98-229	F-14	面談	研修	内職作業	研修	ボランティア活動
	午後	臨床心理士	自己分析	センター内	コミュニケーション	商店街清掃
	午前					振り返り
第3週						相談員
95038	午後	面談	研修	内職作業	研修	ボランティア活動
		臨床心理士	自己分析	センター内	コミュニケーション	商店街滑掃
	午前				·	振り返り
第4週					-	相談員
第4週	午後	面談	研修	内職作業	研修	ボランティア活動
		臨床心理士	自己分析	センター内	コミュニケーション	商店街清掃

③最終段階の支援(就労自立支援)

		月	火	水	*	金
	午前	面談	研修	振り返り・計画作成	研修	ボランティア活動
60r + 100		キャリアコンサルタント	パソコン	相談員	ビジネスマナー	巡回図書
第1週	AT 15.	相談員同行による		内職作業	就業体験	ボランティア活動
	午後	ハローワーク		センター内	農築	商店街清掃
	J- 44	面談	研修	振り返り・計画作成	研修	
err o ter	午前	キャリアコンサルタント	パソコン	相談員	ビジネスマナー	
第2週	午後	相談員同行による	ボランティア活動	内職作業	就來体験	ボランティア活動
		ハローワーク	車いす清掃	センター内	農業	商店街清掃
	午前	面談	研修	振り返り・計画作成	研修	ボランティア活動
tito III		キャリアコンサルタント	パソコン	相談員	ビジネスマナー	巡回図書
第3週	午後	ハローワーク		就業体験	就業体験	ボランティア活動
		就職活動		バックヤード	農業	商店街清掃
	午前	面談	研修	振り返り・計画作成	研修	
第4週		キャリアコンサルタント	パソコン	相談員	ピジネスマナー	
野牛迎	午後	ハローワーク		内職作業	就業体験	ボランティア活動
:		就職活動		センター内	農業	商店街清掃

(資料) 佐賀市ご提供資料

(5) 箕面市2

① 実施事業

• 就労準備支援事業

※就労訓練(中間的就労)事業を NPO 法人が実施している

② 実施状況等(平成26年1月29日時点)

<直営・委託の別、委託先等>

- 委託で実施。
- 委託先:「NPO 法人暮らし作りネットワーク北芝」(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業を委託。)
- ・ 委託先は PS 事業からの流れで、就労準備支援、中間的就労を一体的に行っている。

<体制·相談件数>

- ・ 体制: 委託先の NPO 法人 7 名のうち、2 名を福祉事務所に配置。生活保護担当の2 名とインテークを共有し生活保護申請へと向かう流れと生活困窮者支援による対応へと振り分けている。
- ・ 相談件数:自立相談支援の窓口での受付件数(4~12月)70件のうち、就労結実10件、就 労系プログラム利用27件(うち中間的就労5件)。

<就労準備支援事業>

- ・ 定員:なし、実人数:20名
- ・ 利用者の特徴:様々だが、どちらかというと就労から遠い人が多い。長期引きこもりでやっと出てこられるようになった人から不景気で暫く仕事がなかった人まで。NPO 法人運営の寝泊まり支援施設から来る人もいる。
- ・ 受け入れ規模:実績からしても人口規模からも、同時に20人も30人も支援することにはなりにくいだろう。日常生活支援も含めた密な支援を必要とする対象は5名くらいか。

<就労訓練事業(NPO 法人が主体的に取り組む事業)>

・ PS 事業から継続し、中間的就労において協働している企業等あり。今年度は3名を支援。 中間的就労の内容は、市役所内でのアルバイト雇用(課税担当で新年度の課税に伴い 11 月から生じた膨大な作業から切り出してもらった)、NPO 法人が切り出す作業(会議の録 音起こし)など。

③ ガイドラインへの意見等

- ・ 根拠法令が異なるとのことであるが、総合的な困窮者対策としては、生活保護受給者も対象として支援することが必要。
- ・ 就労準備支援事業:現在の制度は本人の同意を支援の要件としているが、実際は支援に至るまでの関係作りに時間がかかる。現行の制度はその期間を見ておらず、では、その段階

² 箕面市、丸亀市、奈良市については、委託先事業者等アンケートの回答に基づき、委託元自治体に聞き取りを 行っている。

- の人は救えないのかということになる。そこが制度のウィークポイントと考える。
- ・ 就労訓練事業:都道府県による認定について、メリットが不明瞭な一方、企業等にとっては書類や「協力」など負担感がある。認定となると話が堅くなる。企業との協力関係の維持を考えれば、「何か切り出せる仕事はないか」、「こんなのはどうか」といった日常的なつながりのほうが大事。国は不当労働行為等を心配していると思うが、当市ではPS事業の成果があり、安心して支援対象者を任せられる、約束ができた事業所としか組まない。いったんそういう関係を築けば、認定は不要。税制優遇も受ければ縛りが生じる。事業をもっと柔軟にやれるよう組み直してほしい。

(6) 丸亀市

① 実施事業

・ 就労準備支援事業、就労訓練事業(中間的就労)の推進事業

② 実施状況等(平成26年1月29日時点)

<直営・委託の別、委託先等>

- ・ 両事業とも委託で実施。
- 委託先: 香川ボランティア・NPO ネットワーク (両事業とも)

<体制·相談件数>

- ・ 体制:人員配置は凡そ2:1。
- ・ 相談件数:自立相談支援の窓口での受付件数(11月1日~) 67件のうち、就労系プラン 作成2件
- ※比較的すぐハローワークや職業訓練機関に繋げる人がいる一方、全体的には就労・訓練以前の問題を持つ人が多く、まだプラン作成に至っていない人が多数。

<就労準備支援事業>

- ・ 定員:NA 実人数:7名
- ・ 最大受入可能数・適正数とも10名くらい。ただし、15名でも対応可。
- ・ 利用者の特徴:様々であるが、どちらかというと就労から遠い人が多い。アンケートでは「想定する対象者」として○を付けなかった「自分で窓口に来ることが難しい」「就労意欲がない」等の人も(本人・家族が)相談に来れば支援を進める。だが、直前になってキャンセルをされたり、来なくなったりするケースも。来なくなった人についても、接触可能な窓口があれば聞き取りなどをしてつないでいる模様。
- ・ 就労体験や作業の具体的内容:委託先の資源で仕事を開拓。例えば、全労済からチラシの 折り込み作業を出してもらったり(内職作業)、委託先が関わる事業でのイベント補助(ス タッフとして設営や誘導などの裏方作業を行う)など。

<就労訓練事業の推進>

・ 既に中間的就労を実施している企業等あり。業種・業態は、医療法人の介護福祉施設、子

育て支援の NPO 法人等。

<ガイドラインへの意見等>

- ・ 支援対象者の状況を理解し受け入れてくれる事業者が少ないという実感がある。社会資源として少なく、委託先が開拓しないといけない。就労準備支援については、ハローワークとして連携して何とか新規開拓・確保できると考えるが、就労訓練事業については難しい。基金訓練や障害者枠が使えるものはまだよいが…。中間的就労は、能力的なところで一般就労の開拓とバッティングする部分もある。福祉施設の作業所等で仕事を開拓もしているが、支援対象者が賃金に不満を持ち(支援側では妥当な水準と判断しても)続かないことも。
- ・ 使い勝手の悪い部分は、就労準備支援事業において、委託先が自ら作り出した仕事(委託 先が関わるイベント補助等)について賃金を、(事業費から)支払えない点。

(7) 奈良市

① 実施事業

• 就労準備支援事業

② 実施状況等(平成26年1月31日時点)

- ・ 就労準備のみ委託で実施。
- ・ 委託先: テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社 (就労準備支援事業、自立相談支援事業を委託)

<体制・相談件数>

- ・ 体制:(就労支援)業務責任者1名、キャリアカウンセラー2名、雇用先開拓員2名、(訓練事業)訓練事業担当者2名。常駐3名が元々の委託先社員で、残り7名は現地採用スタッフ(非正規)。
- 相談件数:自立相談支援の窓口での受付件数(8月23日~)159件のうち、就労系プラン 作成 130件
- ※130 件のほとんど(除く1件)は、もともと市が把握していた生活保護受給者。事業への参加の同意が得られた人をそっくり就労準備支援事業の対象者としている。
- ※新規受付の1件は、生活保護ギリギリのケース。年金暮らしの親元にいる状態をふがいないと思い相談に来た。精神疾患あり(障害者手帳を取ることは嫌がっている)。
- ※就労系以外の 29 件は、8 月 23 日以降に窓口に来て、生活保護に至らず住宅支援の対象になった人

<就労準備支援事業>

- ・ 定員:400名、実人数:130名
- ・ 段階別内訳:3:5:2 というイメージ
- ※より手厚い支援を必要とする人を対象に「訓練事業」を実施(図表 53)

定員:36名(前期18名・後期18名)、実人数:24名(1期9名、2期8名、3期7名)

- ・ 支援内容(具体的な実施イメージ):自立相談支援の窓口がある市役所の向かいのビルに テナントを借り、事務所と就労支援の場としている。そこを教室のように使い、支援対象 者は、毎日10時~15/16時の間、学校のような時間割に従い訓練カリキュラムをこなして いる。(規則正しく通い訓練を受けることが、生活リズム改善につながるとの考えから。)
- ・ 成果:より難しい層である「訓練事業」の支援対象者のほうが就職実績が出ている。対象者 24名の約7割が何らかの就労へ(非正規、派遣が主)。一方、残りの支援対象者で就労 につながったのは約2割。学校のように毎日教室に通う中で、支援対象者間に連帯感が生まれ、働こうという意識が芽生えたり、誰かが就職すると「自分も」という気持ちの張りになるなど、よい効果が生まれているのではないか。

<ガイドラインへの意見等>

・ 就労訓練事業:当初、自治体が事業費の一部として、支援対象者や協力企業に「金一封」 を渡せるのではないかと思っていた。個人的には、協力企業に対する金銭的インセンティ ブは一切不要と考える。やり出したら切りがない。今後企業は社会的貢献や CSR なしに 存続は難しく、ブランド力向上にも繋がるという意識でやるべき。だが、庁内にも「イン センティブが必要」と考える意見が多い。やるならば税制対応がよいと考える。

支援の流れ 就職 定着 準備 就労支援・就業訓練 支援期間:約3ヶ月間(支援状況による) 餞(はなむけ (支援対象者について福祉事務所と打合せ) 応募書類の作成 ・意欲喚起・キャリアの棚卸し等) 入社に向けての心構え 離職した場合は再支援 訓練期間:2ヶ月間 受入れ人数:36名 就業訓練 求人紹介・マッチング 求人検索・HW同行・ 応募書類の作成 ボランティア等 職場体験 各種講座 開講 修正

図表 53 支援の流れ(就労支援、就業訓練)

(資料) 奈良市生活困窮者就労促進事業研修会資料

(8) 岐阜県(就労準備·就労訓練)

① 実施事業

就労準備支援事業、就労訓練事業(中間的就労)の推進事業

② 実施状況等(平成26年1月28日時点)

<全体像>

- ・ 県では、以前 PS 事業を所管していたことから、商工労働部が生活困窮者自立支援モデル 事業も引き続き担当している。
- ・ ぎふ NPO センターが、PS 事業を受託したのは昨年から。一昨年度に県内の NPO との協 働を始め、ネットワークができてきた。その成果を踏まえ、昨年度、居場所事業と PS事 業を並走させた。今年度も、生活困窮者自立支援モデル事業と、岐阜県からの緊急雇用事 業の2本立てで受託している。

・ 緊急雇用事業では、岐阜県内の中間的就労に対応できる事業者 (NPO 等)を把握するための大規模な調査 (訪問調査)や、全国の先進事例の視察をしている。生活困窮者自立支援モデル事業では、訪問調査の結果を受け、中間的就労を実施団体として可能性のある事業者について深彫り調査をしたり、それらの団体に、どのように対象者を送り込むかについて検討している。

<就労訓練事業>

- ・ 実施団体の特徴:社会的居場所・中間的就労の実施団体として、可能性のある県内の事業者とのネットワークを強化している。「新しい公共」の時期には6事業者だったが、現状では20事業者程度に増えてきた。これらの団体を4つのカテゴリ(①社会福祉事業所型、②小規模・情熱型、③分野特化型、④一次産業からの参入型)に分けた。一団体あたりの受入れ可能人数は1~2人で、大半が②小規模・情熱型になっている。
- ・ 実施団体についての考え:「対象者中心」という特性を理解してくれるのは、企業よりも、 NPO 法人等の団体ではないか。よくみられるのは、対象者が後にその活動を仕事にして いくケース。NPO 法人では職員間の競争がないので、支援を受けていた人も就労することができる。こうした環境を社会がつくっていけばいいのではないか。そうすればあえて 「居場所」をつくる必要もない。
- ・ 支援内容:対象者の状況や意向を中心に考える。社会的居場所となる団体での事業に入ってもらうケースもあれば、対象者本人が希望する仕事内容の体験をしてもらうこともある。
- ・ 利用者の就労先の希望は多様であるため、それに応じて様々な事業を行うことが必要。た だ、岐阜県には多くの産業がある訳ではないので、第一次産業(農業、林業)に関する事 業がよいのではないかと考えている。

<就労準備支援事業のガイドラインについて>

(両事業の区別について)

- ・ 就労訓練事業(中間的就労)と就労準備支援は同時並行的に行われる。どの部分で区切ってカウントすればよいか難しい。
- ・ 生活困窮者自立支援法では、相談、家計支援、就労支援と支援内容が切り分けられている。 実は、これまでの制度や支援内容が切り分けられてきたからこそ生活困窮者が出たのだと 思う。私たちは、プランを作るだけではなく、伴走支援ということで横軸を通すことが前 提になれば支援できるという見通しで取り組んでいる。

(実施規模について)

・ 担当者の配置基準(15対1)の根拠が分かりづらい。事業のイメージがわかない。

<就労訓練事業のガイドラインについて>

(事業所に対する助成・優遇措置)

・ 中間的就労に関する事業の立ち上げから軌道に乗るまで 2~3 年はかかるだろう。それまでの運営費がないと、とても成り立たないのではないかと危惧している。特に、雇用型は金銭的な支援なしで事業に取り組む人は誰もいないのではないか。

(社会的企業)

- ・ 信頼できるコミュニティの範囲がどれぐらいかを考えると、一律に国が認定基準を定める ことには無理がある。国は大枠のみとし、認定要件は地域が決めるのがいいのではないか。
- ・ 法人であることを要件とすると、事業に協力的な個人商店が含まれない。

(対象者の就労条件)

・ 複数の事業が実施されていて、多様な働き方をしている人がいる事業所において、この事業の対象者に名札を付ける等の手段で区別することには問題がある。

(地域における就労訓練事業所を確保するための仕組みのあり方)

・ NPO 法人等の団体では、対象者一人ひとりの状況把握を把握するための書類を整理していないことが多い。団体には、このような書類作成や事務作業が得意でない人もいるので支援が必要である。

2. モデル事業とは別に就労支援を実施する団体に対するヒアリング調査

本研究事業で実施した、モデル事業とは別に就労支援を実施する団体に対するヒアリング 調査結果についてとりまとめる。

(1) 一般社団法人とちぎ青少年自立援助センター

① 実施状況等(平成25年12月2日時点)

- ・ 栃木県宇都宮市内で、同じ悩みを持った若者が一つ屋根の下で過ごす共同生活寮(宇都宮寮)を運営。共同生活を通じて、自立した生活力、就労に向けての力を養うプログラムを実施。定員 18 名・現在の利用者数 7 名。地元の若者は、周囲の目を気にして、利用しづらいと思うこともあるようだ。
- ・ 合宿方式を必要とする対象者像は、家族の関係性が構築できていない者、家庭で学ぶべき ことを必要な時期に学んでいない者。自己肯定感がもてない者。社会適応能力が乏しい者。
- ・ 合宿方式のメリットは、①座学ではなく、普段の生活の中で、生活力・人間力を高めることができること。②一緒に生活をする中で、友人・仲間をつくりやすいこと。③時間の制約を設けず、柔軟な支援ができること。
- ・ 合宿方式の場合、就労準備支援担当者の配置は、小単位活動を考えるとき 3:1 あるいは 4:1 程度が望ましい。但し、現在のスタッフの処遇改善は急務である。
- ・ 地域によっては、就職にあたり、通勤手段確保のための運転免許取得が必要となる。また、 就職後の定着支援が重要である。
- ・ 現在の対象者は若者が中心で、40 代以降の人の支援には慣れていない。年代が大きく異なる場合、同じスキーム・ノウハウでの支援が難しいことも考えられ、今後の検討課題である。

(2) アイエスエフネットグループ

① 実施状況等(平成26年1月1日時点)

- アイエスエフネットグループの中核会社である株式会社アイエスエフネット(以下「アイ エスエフネット」という。) は、平成 12 年 1 月 12 日に設立された IT 企業であり(資本金 2 億 85 万円、従業員数 1.826 名)、情報通信システムの設計・施工・保守及びコンサルタ ント業務、コンピュータに関するソフトウェア・ハードウェアの輸入・販売、コンピュー タシステムの運用・管理・保守の受託等を事業内容としている。設立以来、順調に売上を 伸ばしており、平成24年度の売上高は87億円となっている。
- アイエスエフネットグループには、アイエスエフネットのほか、株式会社アイエスエフネ ットハーモニー (特例子会社)、株式会社アイエスエフネットドリーム (障がい者雇用を 生み出すための営業活動を専門に実施)、NPO 法人FDA (ニート・フリーター・ひきこも り・障がい者・ワーキングプア等の就労支援を実施)等のグループ企業・法人があり、グ ループ全体での従業員数は2,908名となっている。
- アイエスエフネットの設立当時、人材の確保に苦慮し、履歴書を見ないで採用したところ、 結果として就労困難者を雇用したことが、就労支援の取組みのきっかけとなった。平成 18年の「五大採用(ニート・フリーター、障がい者、ワーキングプア、引きこもり、シ ニアの雇用)」宣言後、「10大雇用」「20大雇用」「22大雇用」と拡大し、現在に至る。
- 「22 大雇用」を実現するためには、株式会社だけでは対応できないため、グループ内に NPO 法人、特例子会社等、多様な組織を設けた。主に NPO 法人が生活支援や就労支援、 定着支援の役割を担っている。

図表 54 20 大雇用 (ユニバーサル就労) について



Copyright@ISFnet Group. All Rights Reserved.

(資料) アイエスエフネットグループご提供資料

harmony 通勤訓練 就 ジョブ トレーニング FDメンバー 労 ボーダーラー 訓 労働基礎訓練 学習支援 プログラム 練 ISFnet Щ 20大雇用 life -ト・フリータ ア・難民 数 ビジネスマナ-スキル研修 joY アイエスエフネットジョイ 訓 ・介護・育児 ・ワーキングプア ンタルヘルス 練 PC基礎知識 プログラム 引きこもり 2V被害者

図表 55 NPO 法人 FDA とアイエスエフネットグループの関係

Copyright@ISFnet Group. All Rights Reserved. (資料) アイエスエフネットグループご提供資料

注:FDM (Future Dream Member) とは アイエスエフネットグループでは、"未来の夢を実現するメンバー"というという意味を込め、 輝が小者の方を、「FDM (Future Dream Member)」と呼称しております。

・ 対象者の特性や状況を理解して対応するため、社長以下、全ての部門のトップが週1回集まり、社員ひとりひとりの状況を確認する「Under TOP 会議」を開催している。対象者のトラブルやクレームを単純な対応で済ませるのではなく、常に精神疾患の可能性を考え、過去のケース(情報データベースを構築)と照らし合わせ、産業医・担当医と連携して対応している。

賛同企業

- ・ また、トップが集まる「EMD (Employment Doctor) 会議」において対象者をアセスメントし、どのような仕事があれば就労できるのかを分析した上で、専門の営業部隊 (株式会社アイエスエフネットドリーム) が対象者の特性に合った仕事を取りに行く。IT 関連の時給の高い仕事等を受注し、利益に結び付けている。
- ・ エンジニア教育の経験を活かし、ビジネスマナーやコミュニケーション等、時間をかけて 本人の特性を引き出し、スキルアップさせ、社会に定着させるノウハウが確立している。
- ・ 最近では、自治体と連携した、生活保護受給者や障がい者の就労支援の取組みも行っている (例:川崎市との包括連携協定の締結³、新潟県・にいがたパイロットクラブ・アイエスエフネットグループの3者による障がい者雇用創造プロジェクト、新潟県との障がい者雇用促進に関する協定、佐賀県との障害者等就職困難者の雇用促進に関する協定締結等)。

64

³ 平成 25 年 4 月 30 日 (火)、川崎市とアイエスエフネットグループは、生活保護受給者をはじめ生活困窮者や障がい者など、就労にさまざまな問題を抱える者が自立できるように、連携して取り組むことで合意し、この分野では地方自治体として初めて、協定を締結した。就労困難者の雇用について、アイエスエフネットグループは、自らの事業活動に基づき 100 名の雇用創出を行い、川崎市は人材の紹介を行う。

⁽http://www.city.kawasaki.jp/templates/press/350/0000047871.html)

(3) 株式会社八一八

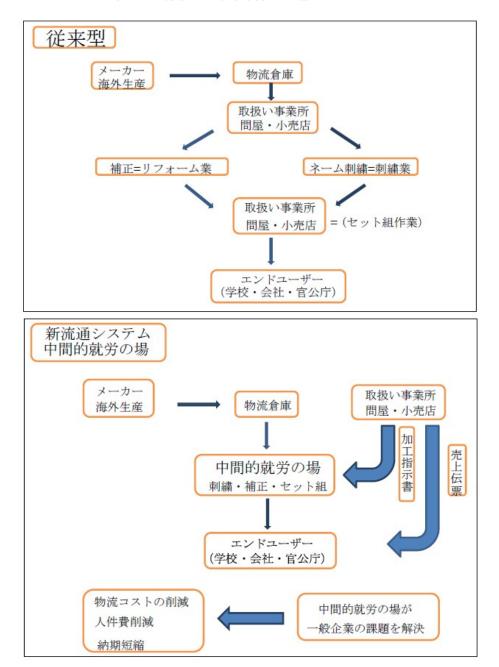
① 実施状況等(平成26年3月13日時点)

- ・ 大阪市内で洋服のリフォーム業と刺繍業を運営。国内の縫製業は、生産拠点が海外に移転されたため衰退しているが、リフォーム業については、最近ショッピングセンターやアウトレットモールへの出店が多く、人材不足の状況である。また、リフォーム業に従事する職人の多くが60歳を超えているため、次代の担い手が求められている。刺繍業(作業服や体操服への名入れ・ワッペン製作等)も、繁忙期が1~5月と偏っているため安定的に人材を確保することができず、仕事はあるが担い手がいないために業界自体が縮小している状況である。
- ・ 以前、サポステの依頼で若者を受け入れた経験があるが、職場見学あるいは簡単な仕事体 験程度に留まり、就職に結びつくものではないことに違和感を覚えた。「職業訓練と職場 体験をセットにした"実践型職場体験の場"」の必要性を感じ、約1年前に中間的就労の 取組みを始めた。中間的就労の場をつくり出すことで、若者は「手に職をつける」ことや 「働きがい」「やりがい」をもつことができ、業界側も技術の継承に繋げることができる。
- ・ 制服・作業服のリフォームにおいては、一般的に、問屋・小売店が、洋服の補正と刺繍を 別々の事業者に依頼し、出来上がったものを個人別にセットしてエンドユーザー(学校・ 会社・官公庁等)に納入する形態をとっている。当社では、メーカーから製品を送っても らうのと並行して、問屋・小売店から補正と刺繍の指示を得て、補正・刺繍・セット組作 業を1か所で出来るシステムをつくり、これを中間的就労の場とした。新しいシステムの 構築によって、物流コストの削減と納期の短縮・明確化につながった。
- ・ 補正・刺繍・セット組作業を中間的就労の場とすることについては、当初、品質確保の面でメーカー側から懸念の声が聞かれたが、当社がプロとして責任を持つと説明したことで安心感を得て、発注を受けた経緯がある。
- ・ 中間的就労の対象者は、サポステからの紹介が多い。コミュニケーションが苦手な人が多いが、着実に仕事をしていく中で、チームでの仕事も出来るようになる。
- ・ 業務内容は、高度なリフォームからボタンを付け替えるだけの単純な作業まで多岐に渡る。 対象者に合わせた業務を提供するため、色々な仕事があることが重要である。
- ・ 中間的就労の対象者との間で雇用契約は締結しないが、「1 日あたり、交通費(実費) + 1,000円」を支給している。また、ステップアップした対象者には当社規定の最低賃金(時 給840円)を支給するケースもある。
- ・ 取組みを始めてから日が浅いこともあり、中間的就労の対象者が他社等に就職した実績は まだない(但し、別途実施している求職者支援訓練では大手リフォーム会社等への多数の 就職実績がある)。
- ・ 別途、技能教育施設(技能連携校)⁴を設置・運営しており、現在 2 名の生徒が在学している。うち 1 人は不登校の経験から自分を責めてしまう傾向がみられたが、ものづくりに

_

⁴ 定時制又は通信制課程に在学する生徒が、技能教育施設(都道府県教育委員会が指定)で教育を受けている場合、当該施設における学習を高校の教科の一部の履修とみなすことができる制度を技能連携制度という(学校教育法第45条の2)(文部科学省ウェブサイト: http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/seido/04033103.htm)

関心を示し、家族のために洋服をつくりたいという思いから、熱心に取り組んでいる。



図表 56 制服・作業服業界の流通システム

(資料)株式会社八一八ご提供資料

第4章 調査結果を踏まえたガイドラインの改正等

第1節 ガイドラインの改正

アンケート調査、ヒアリング調査の結果、及び検討会における検討結果をもとに、就労準備支援事業ガイドライン、就労訓練事業ガイドラインの改正案を作成した。以下では、改正案の主なポイントについて述べる。

1. 就労準備支援事業ガイドライン

(1) タイトルの修正

○ 生活困窮者自立支援法の成立に伴い、ガイドラインのタイトルを変更した。

(2) 就労準備支援事業の趣旨

- モデル事業において、就労準備支援事業と自立相談支援事業が未分化であったり、関係の 整理が必要な事例がみられたことから、「1. 就労準備支援事業について」の冒頭に、就労 準備支援事業を設けた趣旨について追記した。
- 就労準備支援事業は、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするといった生活自立・社会自立に向けた支援から就労体験や履歴書の作成指導、模擬面接の実施など就労自立に向けた実践的な支援まで様々である。このような基礎的な段階からの支援を集中的に行うことを考えた場合、自立相談支援事業における就労支援員による支援等では対応することが困難であると考えられている。

(3) 支援期間

○ 対象者の支援期間について、「6ヶ月から1年」となっていたが、6か月より短い期間の支援もあり得ることを踏まえ、「最長で1年」に改めた。

(4) 事業の実施規模

○ 事業の実施規模は「一事業につき、定員 15 人以上」となっていたが、15 人に満たない場合の取り扱いについての問い合わせが多かったことを踏まえ、実際の利用者が定員に満たない場合であっても、事業を行うことは可能である旨の注釈を加えた。

(5) 支援の内容

○ モデル事業実施自治体のヒアリング結果等を踏まえ、支援の内容について具体的に記載した。就労準備支援事業においては、生活自立段階、社会自立段階、就労自立段階に応じた一連の支援を提供することとなる。また、様々な状態の利用者に対して、一般就労に向けた支援を有期で集中的に実施することとなる。したがって、質量ともに、可能な限り効果的で多様な支援プログラムを検討するとともに、例えば、毎日複数のプログラムを用意し、その中から利用者のニーズに合ったものを選択できるようにすることが重要である。

(6) 工賃・報償金等の支払い

○ モデル事業実施自治体からの問い合わせが多かったことを踏まえ、工賃・報奨金等の支払いについて、事業費からの支出はできないことについての注釈を加えた。但し、検討会では、これから多くの自治体で取組みを推進していく段階にあることを踏まえ、事業者が参加しやすい形にすべきという考えから緩和を求める意見がみられた。

(7) 地域の協力事業所等における訓練

○ 就労準備支援担当者が対象者に同行し、当該担当者の指示の下、地域の協力事業所等の中で訓練として軽易な作業を行う場合に、当該協力事業主の職員が就労準備支援担当者を通さずに直接就労者に対して指示・管理を行わないことが必要であるが、就労の実態を踏まえ、「ただし、技術的なアドバイスを行うことは妨げない」という但し書きを加えた。

(8) その他文言の修正

○ その他、全体を通して、文言の統一・修正を行った。

2. 就労訓練事業ガイドライン

(1) タイトルの修正

- 生活困窮者自立支援法の成立に伴い、ガイドラインのタイトルを変更した。
- 「中間的就労」の文言は、法律上の事業名にあわせ、「就労訓練事業」とした。但し、支援付きで就労する働き方の類型を表す言葉が必要であるとの検討会の意見を踏まえ、本文では「就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)」として、「中間的就労」の文言を残した。

(2) 都道府県知事等の認定

○ 就労訓練事業の実施に当たっては、適切な内容の支援が行われること、労働力の不当な搾取とならないよう留意することが必要である。このため、生活困窮者自立支援法において都道府県知事等による就労訓練事業の認定制度が創設されたが、その趣旨を一層明確にするため、「支援の実施体制が適切に整備されていること、関係法令が遵守されること等を確保するため」の文言を追加した。

(3) 対象者の作業内容

○ 対象者の作業内容について、「軽易な業務」、「軽易な内容の作業」としていたが、就労訓練事業の作業は必ずしも「軽易」であるとは限らないとの意見を踏まえ、それぞれ「対象者の状態や就労訓練事業における就労形態(雇用型、非雇用型)に応じた」業務あるいは作業、「対象者の状態等に応じた作業」という表現に改めた。

(4) その他文言の修正

○ その他、全体を通して、文言の統一・修正を行った。

第5章 就労訓練事業所を増やすために必要なこと

検討会では、ガイドライン記載事項に加えて、今後就労訓練事業所を増やすために必要な ことについても検討した。

1. 福祉分野へのビジネスの視点の導入

検討会では、今後就労訓練事業に関する新しい事業が生み出され、発展していくためには、いわゆるベンチャー企業の支援策に見られるような取組みにより、社会起業家を育成していくことが必要であるとの意見がみられた。具体的な方策としては、例えば、就労訓練事業に取り組もうとする者が、弁護士・公認会計士等の専門家やソーシャルビジネス運営の経験者によるハンズオン支援が受けられるよう、人材確保や費用面の支援をすることが考えられる。また、就労訓練事業が継続するためには、当該事業のビジネスモデルがどの程度構築されているかが鍵となるが、現時点では就労訓練事業のビジネスモデルがイメージしづらいため、先進事例・成功事例に学ぶべきとの意見がみられた。例えば、本研究事業でヒアリングを実施したアイエスエフネットグループでは、就労困難者を受け入れるために法人格を使い分ける組織戦略を用いるとともに、対象者をアセスメントし、対象者の特性にあわせた仕事を開発し、確保する営業部隊の存在がある。また、株式会社八一八においても、従来の業界にはなかった新しいビジネスモデルを考案し、就労訓練事業の場をつくり出している。このような知見やノウハウをとりまとめ、普及させていくことが必要である。

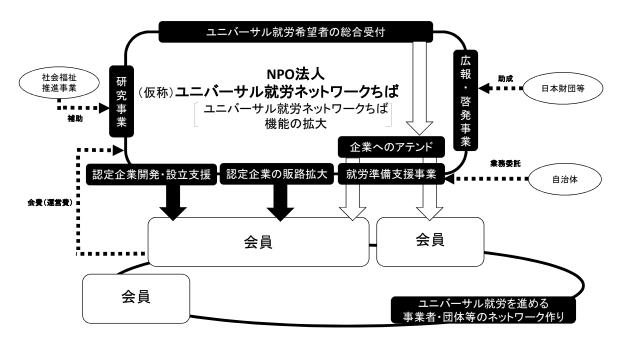
2. 就労訓練事業所に対するインセンティブ付与についての検討

現在のところ、新しい生活困窮者自立支援制度においては、都道府県等が、社会的企業の立上げに当たって必要な一定の助成等を行うことができることが想定されているが、運営費や人件費の助成は想定されていない。モデル事業実施自治体からは、就労訓練事業所に対する金銭的なインセンティブは不要とし、CSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の観点からの取組みを求める意見がある一方で、就労訓練事業への参入を促進するためにはインセンティブが不十分で、今後の施策について検討すべきという意見も多くみられた。検討会では、事業の健全な発展のため、都道府県知事等の認定においてコンプライアンスを特に重視すべきとの考えが示される一方で、インセンティブが不十分なままでは、参入する企業や団体が現れないのではないかと懸念する意見があった。

3. 地域における就労訓練事業所を支援する仕組み・体制の構築

就労訓練事業所の支援について、モデル事業実施自治体とその委託事業者から、就労訓練事業所が行政等に提出する書類の作成や事務作業を支援する機能が必要との意見があった。 今後、地域において就労訓練事業所を増やし、生活困窮者の支援の取組みを発展させていくためには、書類の作成や事務作業にとどまらず、就労訓練事業所の育成、就労訓練事業所及びそれを支援する団体等のネットワークづくり、就労訓練事業の普及・啓発等の役割を担う機能が必要と考えられる。

実際に、就労訓練事業所の育成やネットワーク化を行う中間支援機関の設立に取り組む団体もみられ、今後の動向が期待されるところである。例えば、生活クラブ風の村では、同クラブが事務局を務める「ユニバーサル就労ネットワークちば」の機能の拡大を図り、就労訓練事業を担う会員団体の開発・設立支援及び販路の拡大、ユニバーサル就労を進める事業者・団体等のネットワークづくりを行う中間支援機関としてNPO法人設立に取り組んでいる。



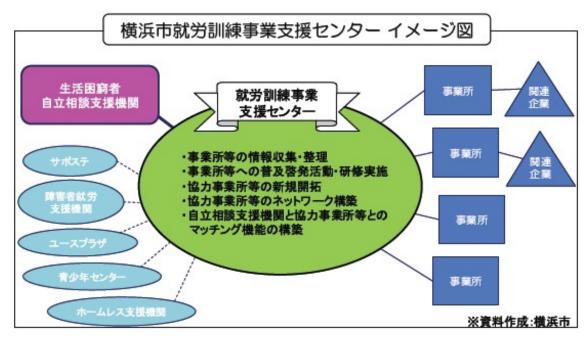
図表 57 生活クラブ風の村における中間支援機関の設立の取組み

- (注 1) ユニバーサル就労:障がいがあったり、生活困窮状態にあるなど、さまざまな理由ではたらきたいのにはたらきづらいすべての人がはたらけるような仕組みをつくると同時に、誰にとってもはたらきやすく、はたらきがいのある職場環境を目指していく取り組み(生活クラブ風の村ウェブサイト: http://kazenomura.jp/torikumi/universal/index.html)
- (注 2) ユニバーサル就労ネットワークちば:ひとつでも多くの企業・団体が、ユニバーサル就労に取り組むことができるように、またその取り組みが企業活動・団体活動を最大限に向上させる持続可能な取り組みとなるように、ユニバーサル就労をすすめる企業・団体を支援する中間支援組織(ユニバーサル就労ネットワークちばウェブサイト: http://uwnchiba.blog.fc2.com/blog-entry-1.html、)

(資料) 池田委員ご提供資料

また、横浜市では、平成 26 年度から「横浜市就労訓練事業支援センター運営事業」を実施することになっており、従来から障害者や就労経験の少ない若者等に対する就労支援策のひとつとして取り組まれてきた、いわゆる「中間的就労」の実施又はコーディネートの活動実績のある民間法人等への委託を予定している⁵。

「横浜市就労訓練事業支援センター運営事業」は、今後、より効率的、組織的に就労訓練事業を展開することができるよう、横浜市内に点在している「中間的就労」を実施する企業・NPO 法人・社会福祉法人等の情報を収集し、就労訓練事業への参加促進及び新規開拓、就労訓練希望者に対するマッチングシステムの構築等を行うものである。具体的には、①横浜市就労訓練事業支援センター(以下「センター」という。)の窓口設置及び相談事業、②中間的就労実施事業所に対する就労訓練事業の普及啓発、参加促進・新規開拓活動、③センターに登録した市内の就労訓練事業所に対する支援、④一般の事業所への普及啓発活動、⑤自立相談支援機関との連携及びマッチング、⑥就労訓練事業の実施に関連する機関との連絡調整を行う予定となっている。



図表 58 横浜市就労訓練事業支援センターイメージ図

(資料) 横浜市ご提供資料

-

⁵ 横浜市健康福祉局「平成 26 年度「横浜市就労訓練事業支援センター運営事業」業務委託公募型プロポーザルの 実施について」(http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hogo/propo/shurokunren-files/shurokunren25.html)

まとめ

今年度は、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に向けて開始された生活困窮者自立促進支援モデル事業の運営状況を把握し、その内容を踏まえた上で、就労準備支援事業、就労訓練事業のガイドラインの改正案を作成した。また、モデル事業実施自治体やその委託先事業者は、モデル事業以前から就労支援の実績を有する団体が多いことから、既存の取組みと就労準備支援事業、あるいは就労訓練事業との関係にとまどう事例がみられたため、検討会の議論を踏まえ、それらの関係を整理した。

ガイドラインの改正案については、現在のガイドラインの発出後に法案が成立したため、まず法律に合わせた全体的な文言の修正を行った。また、就労準備支援事業創設の趣旨や事業の実施規模など、モデル事業の実施を通じて、自治体やその委託先事業者に理解が得られづらかった点を中心に、説明を加えた。更に、就労訓練事業における都道府県知事等の認定制度が設けられた趣旨をより明確にするための文言を追加した。

両ガイドラインについて、上記のような修正を行ったが、一方で、今年度のモデル事業は6割以上の自治体が10月以降の実施となっており、体制の構築等はある程度進んだものの、具体的な対象者の支援には至らず、多くの事例や意見を集めづらい状況がみられ、修正もその範囲にとどまる面があった。そのため、来年度のモデル事業の状況を引き続き把握し、継続的に検討を行う必要がある。